

Title	春秋經傳集解譯稿（九）：僖公二十九年～文公四年
Author(s)	岩本，憲司
Citation	中国研究集刊. 2000, 26, p. 50-110
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61092
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

春秋經傳集解譯稿（九）

——僖公二十九年～文公四年

岩 本 憲 司

〔僖公二十九年〕

經二十有九年春介葛盧來

④「介」は、東夷の國で、城陽の黔陬縣にあつた。「葛盧」は、介の君の名である。「朝」と稱していないのは、公にまみえず、しかも、朝禮を（きちんと）行なうことが出来なかつた、からである。公にはまみえなかつたけれども、國賓として禮遇したから、書いたのである。

附注の前半については、公羊傳文に「介葛盧者何 夷狄之君也」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「琅邪郡（中略）黔陬 故介國也」とあるのを参照。

注の後半については、公羊傳文に「何以不言朝 不能平朝也」とあるのを参照。なお、襄公十八年「春白狄來」の注にも「不言朝 不能行朝禮」とある。

經公至自圍許

⑤傳はない。

經夏六月會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉

⑥「翟泉」は、今の洛陽城内の大倉の西南の池水である。魯侯は、天子の大夫と盟つたことを諱み、また、諸侯の大夫は、禮に違反して公・侯と盟い、王子虎は、禮に違反して下の者と盟つたから、（魯侯について）「公會」と言わず、また、（諸侯の大夫と王子虎について）「公會」ともみな「人」と稱しているのである。

附注の「翟泉 今洛陽城内大倉西南池水也」については、

『續漢書』郡國志一に「河南尹（中略）雒陽 周時號成周 有狄泉 在城中」とあり、注に「左傳僖二十九年盟于狄泉 杜預曰 城內大倉西南池水 或曰 本在城外

定元年城成周乃繞之 案 此水晉時在東宮西北 帝王世紀曰 狄泉本殷之墓地 在成周東北 今城中有殷王家是

也 又大倉中大冢 周景王也」とあるのを参照。なお、昭公二十三年「天王居于狄泉」の注に「狄泉 今洛陽城内大倉西南池水也 時在城外」とある。

注の「魯侯諱盟天子大夫」及び「王子虎違禮下盟」については、襄公三年「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光 己未同盟于雞澤」の疏に引く『釋例』に「未有臣而盟君 臣而盟君 是子可盟父 故春秋王世子以下 會諸侯者 皆同會而不同盟 洮之盟 王室有子帶之難 襄王懼不得立 告難于齊 遣王人與諸侯盟 故傳釋之曰謀王室 以明王勅其來盟 非諸侯所敢與也 踐土之盟 王子虎臨諸侯 而不與同敵 故經但列諸侯 而傳具載其實 此實聖賢之垂意 以爲將來之永法也 一年之間 諸侯輯睦 翼戴天子 而翟泉之盟 子虎在列 君子以爲 非天子之命 虧上下常節 故不存魯侯 而人子虎以示篤戒也」とあるのを参照。

注の「諸侯大夫又違禮盟公侯」については、下の傳文に「在禮 卿不會公侯」とあるのを参照。

經秋大雨雹

經冬介葛盧來

團二十九年春介葛盧來朝 舍于昌衍之上

④魯縣の東南部に昌平城がある。

附按勘記に従って、傳文の「葛盧」の上に「介」の字を補う。

團公在會 饋之芻米 禮也

⑤公の外出中は、おくりものをしてはならない、かにまぎらわしいから、「禮にかなっている」と言っているのである。

團夏公會王子虎晉狐偃宋公孫固齊國歸父陳轅濤塗秦小子懋

盟于翟泉 尋踐土之盟 且謀伐鄭也

⑥經に「蔡人」と書かれていて、傳に名氏がない、ということは、つまり、微者ということである。秦の小子懋（「秦人」が蔡（「蔡人」）の下におかれているのは、宋の向戌の場合（襄公二十六年）と同じように、會期におくれだからである。

附注の前半については、疏に「經若貶卿稱人 傳則言其名氏 若傳無名氏 則本是微人」とある。

注の後半については、襄公二十六年に「公會晉人鄭良霄宋人曹人于澶淵」とあり、傳に「六月公會晉趙武宋向戌鄭良霄曹人于澶淵（中略）趙武不書 尊公也 向戌不書 後也（注 後會期）鄭先宋 不失所也（注 如期至）」

とある。

㊦ 晉侯が覇者となつて、天子をたすけただくと、諸侯は

むつまじくし、王室に心配（こと）がなくなつた、のに、王子虎は、格下の列國と盟つて、大典をけがし、諸侯の大夫は、格上の公・侯に匹敵して、禮をかき教えをそこなつた。だから、諸大夫を貶し、公が盟に参加したことを諱んだのである。

㊧ 昭公九年の傳文に「翼・戴・天子・而加之以共」とあり、注に「翼 佐也」とあるのを参照。また、僖公十五年の傳文に「羣臣輯睦」とあるのを参照。また、昭公四年の傳文に「君若苟無四方之虞」とあり、注に「虞 度也」とあるのを参照。

㊨ 在禮 卿不會公侯 會伯子男可也

㊩ 大國の卿は、小國の君に相當するから、伯・子・男とは會することが出来るのである。諸卿が貶せられているのは、（單に天子の大夫と盟つたためばかりではなく）このよくな過失があつたため（公・侯と會したため）でもあるから、傳はさらにこれを發したのである。

㊪ 附注の前半については、昭公二十三年の傳文に「列國之卿當小國之君 固周制也」とあるのを参照。

注の後半については、疏に「謂諸卿既上盟天子大夫 又

上敵公侯 故云兼」とある。

㊫ 團秋大雨雹 爲災也

㊬ 團冬介葛盧來 以未見公 故復來朝 禮之 加燕好

㊭ 「燕」は、燕禮（さかもり）である。「好」は、好貨（友好の引出物）である。一年に二度やつて來たから、これをおくつたのである。

㊮ 昭公五年の傳文に「宴有好貨」とあり、注に「宴飲以貨爲好」とあるのを参照。また、『國語』周語中に「交酬好貨皆厚」とあり、韋注に「好貨 宴飲以貨爲好」とあるのを参照。

㊯ 介葛盧聞牛鳴 曰 是生三犧 皆用之矣 其音云 問之而信

㊺ 傳は、人の聽覺は時として鳥獸の情を聞き分けることがある、ということを言っているのである。

㊻ 附『周禮』夷隸「夷隸掌役牧人養牛馬 與鳥言」の注に「鄭司農云 夷狄之人 或曉鳥獸之言 故春秋傳曰 介葛盧聞牛鳴 曰 是生三犧 皆用矣 是以貉隸職掌與獸言」とあるのを参照。また、『周禮』秋官司寇の序官「夷隸百有二十人」の注に「征東北夷所獲」とあり、同「貉隸百有二十人」の注に「征東北夷所獲」とあるのを参照。ま

た、『列子』黃帝に「今東方介氏之國 其國人數數解六畜之語者 蓋偏知之所得」とあるのを参照。

なお、『周禮』夷隸の疏に引く賈服注に「言八律之音 聽禽獸之鳴 則知其嗜欲 死可知 伯益明是術 故堯舜使掌朕虞 至周失其道 官又在四夷」とある。

〔僖公三十年〕

經三十年春王正月

經夏狄侵齊

經秋衛殺其大夫元咺及公子瑕

④ 咺が殺されるのに名を稱しているのは、君を訴えてまで正直さを追求し、しかも、先に歸國して、公子瑕を立てたため、國人に支持されなかったから、罪責したのである。瑕は、立ってから年をへていたが、まだ諸侯と會していなかったから、「君」と稱していないのである。

附注の前半については、文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名 衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。なお、二十八年の傳文に「衛侯與元咺訟（中略）元咺歸于衛 立公子瑕」とある。

注の後半については、隱公四年「九月衛人殺州吁于濮」の注に「州吁弑君而立 未列於會 故不稱君 例在成十六年」とあるのを参照。なお、その附も参照。

經衛侯鄭歸于衛

⑤ 魯が衛侯のために請願したから、諸侯が送り込んだ場合の例に従っている（「歸」と言っている）のである。例は、成公十八年にある。

附成公十八年の傳文に「凡去其國 國逆而立之 曰入 復其位 曰復歸 諸侯納之 曰歸（注 謂諸侯以言語告請而納之）以惡 曰復入」とあるのを参照。なお、下の傳文に「公爲之請 納玉於王與晉侯 皆十穀 王許之 秋 乃釋衛侯」とある。

經晉人秦人圍鄭

⑥ 晉は函陵に陣どり、秦は汜南に陣どって（下の傳文）、それぞれ微者に鄭を圍ませたから、「人」と稱しているのである。

經介人侵蕭

⑦ 傳はない。

經冬天王使宰周公來聘

⑧ 「周公」は、天子の三公で、冢宰も兼ねていた。附九年の穀梁傳文「天子之宰通于四海」の范注に「宰 天

官冢宰 兼爲三公者」とあるのを参照。

經公子遂如京師 遂如晉

㊦京師に行ったのは、宰周公（の來聘）に返禮するためである。

附穀梁の疏に引く鄭玄『釋穀梁廢疾』に「經近上言天王使宰周公來聘 故公子遂報焉」とあるのを参照。

團三十年春晉人侵鄭 以觀其可攻與否 狄間晉之有鄭虞也

夏狄侵齊

㊦齊は晉の同盟國だった（からである）。

團晉侯使醫衍酖衛侯

㊦「衍」は、醫の名である。晉侯は内心、衛侯を怨んでおり、殺そうとしたが、罪が死に値するほどのものでなかったから、醫をやつて、病氣をなおすという名目で、酖毒をもらったのである。

附『國語』魯語上に「臧文仲言於僖公曰 夫衛君殆無罪矣」とあるのを参照。

團甯俞貨醫 使薄其酖 不死

㊦甯俞は、衛侯の衣食の世話をしていたから、このことを知り得たのである。

附二十八年の傳文に「甯子職納饗饈焉」とあり、注に「甯

俞以君在幽隘 故親以衣食爲己職（中略）言其忠至 所慮者深」とあるのを参照。

團公爲之請 納玉於王與晉侯 皆十穀 王許之

㊦一對の玉を「穀」という。公はもともと、衛と仲がよかつたから、衛のために請願したのである。

附莊公十八年の傳文「皆賜玉五穀馬三匹 非禮也」の注に「雙玉爲穀」とあるのを参照。また、『國語』魯語上「公說 行玉二十穀 乃免衛侯」の韋注に「雙玉曰穀」とあるのを参照。

團秋乃釋衛侯

團衛侯使賂周畷治廬曰 苟能納我 吾使爾爲卿

㊦元咺が自分（衛侯）をこばむことを恐れたから、周（畷）と治（廬）に賂をおくつたのである。

團周治殺元咺及子適子儀

㊦「子儀」は、瑕（子適）の同母弟である。（子儀を）殺したことを（經に）書いていないのは、卑賤だったからである。

附二十八年の傳文「元咺歸于衛 立公子瑕」の注に「瑕謂公子適也」とあるのを参照。

團公入 祀先君 周治既服 將命

㊦卿の服を身につけ、廟に入つて命を受けようとしたので

ある。

附『禮記』祭統に「古者 明君爵有德而祿有功 必賜爵祿 於大廟 示不敢專也」とあるのを参照。

團周歇先入 及門 遇疾而死 治廬辭卿

⑤ 周歇の死を目的の當たりにして、懼れたのである。

團九月甲午晉侯秦伯圍鄭 以其無禮於晉

⑥ 文公が、逃亡中、鄭に立ち寄ったとき、鄭は禮遇しなかつた。

團二十三年の傳文に「及鄭 鄭文公亦不禮焉」とある。

團且貳於楚也 晉軍函陵 秦軍汜南

⑦ ここ（の「汜」）は、東汜である。焚陽の中牟縣の南部にあった。

附二十四年の傳文「王出適鄭 處於汜」の注に「鄭南汜也

在襄城縣南」とあるのを参照。なお、疏に引く『釋例』

土地名に「此南汜也 周王出居于汜 楚伐鄭師于汜 襄

城縣南汜城 是也」とあり、また、「此東汜也 秦軍汜

南 晉伐鄭師于汜 焚陽中牟縣南汜澤 是也」とある。

團佚之狐言於鄭伯曰 國危矣 若使燭之武見秦君 師必退

⑧ 「佚之狐」・「燭之武」は、いづれもみな、鄭の大夫である。

團公從之 辭曰 臣之壯也 猶不如人 今老矣 無能爲也

己 公曰 吾不能早用子 今急而求子 是寡人之過也 然鄭亡 子亦有不利焉 許之 夜縋而出

⑨ 「縋」とは、城壁に繩をかけて、おりたのである。

附昭公十九年の傳文「子占使師夜縋而登」の注に「緣繩登城」とあるのを参照。

團見秦伯曰 秦晉圍鄭 鄭既知亡矣 若亡鄭而有益於君 敢以煩執事

⑩ 「執事」もまた、秦をいう。

附二十六年の傳文「使下臣犒執事」の注に「言執事 不敢

斥尊」とあるのを参照。

團越國以鄙遠 君知其難也

⑪ かりに、鄭を手に入れて秦の邊邑にしたとしても、晉を飛び越えて保有しつづけるのは難かしい、ということである。

團焉用亡鄭以陪鄰

⑫ 「陪」は、益である。

附昭公五年の傳文「殽有陪鼎」の注に「陪 加也」とあるのを参照。また、定公四年の傳文「分之土田陪敦」の注

に「陪 増也」とあるのを参照。

なお、傳文の「倍」は、諸本に従って、「陪」に改める。

團鄭之厚 君之薄也 若舍鄭以爲東道主 行李之往來 共其乏困

㊦「行李」は、使人（使者）である。

附襄公八年の傳文「亦不使一个行李告于寡君」の注に「行李・行人也」とあり、昭公十三年の傳文「行理之命」の注に「行理 使人通聘問者」とあるのを参照。また、『國語』周語中「行理以節逆之」の章注に「理 吏也（中略）行理 小行人也」とあるのを参照。なお、疏に「周語 行理以節逆之 賈逵云 理 吏也 小行人也 孔晁注國語 其本亦作行李 注云 行李 行人之官也」とある。團君亦無所害 且君嘗爲晉君賜矣 許君焦瑕 朝濟而夕設版焉 君之所知也

㊧「晉君」とは、惠公をいう。「焦」と「瑕」は、晉の河外の五城のうちの二邑である。朝に黄河をわたると、夕には（もう）城壁をきづいて秦を拒んだ、ということであり、秦にそむくのが速かったことを言っているのである。

附十五年の傳文に「賂秦伯以河外列城五（中略）既而不與」とあるのを参照。

團夫晉何厭之有 既東封鄭 又欲肆其西封

㊨「封」は、疆である。「肆」は、申（のばす）である。

附注の「封 疆也」については、襄公三十年の傳文「田有封洫」の注に、同文がみえる。なお、成公三年の傳文に「以脩封疆」とあるのを参照。

團不闕秦 焉取之

附按勘記に従って、傳の「若」及び「將」は、衍文とみなす。なお、惠棟『春秋左傳補註』に「新序引云 不闕秦 將焉取之 唐石經初刻云 不闕秦 焉取之 正義案沈文何云 不闕秦家 更何處取之 案此則若字將字皆衍文 俗儒從石經續刻增入 當刪 宋本云 由不闕秦 焉取之 亦誤」とあるのを参照。

團闕秦以利晉 唯君圖之 秦伯說 與鄭人盟 使杞子逢孫楊孫戍之 乃還

㊩三子は、秦の大夫である。逆に、鄭のために守ったのである。

團子犯請擊之 公曰 不可 微夫人之力 不及此

㊪秦を撃つことを請うたのである。「夫人（あのひと）」とは、秦の穆公をいう。

附按勘記に従って、傳の「夫人」の下に「之」の字を補う。

團因人之力而敵之 不仁 失其所與 不知 以亂易整 不武

㊫秦と晉との仲は和諧しているのに、反對に攻撃すれば、争亂にかわってしまう、ということである。

團吾其還也 亦去之

團初鄭公子蘭出奔晉

㊦「蘭」は、鄭の穆公である。

附宣公三年の傳文に「生穆公 名之曰蘭」とあるのを参照。

團從於晉侯伐鄭 請無與圍鄭 許之 使待命于東

㊧（「東」とは） 晉の東界である。

團鄭石甲父侯宣多逆以爲天子 以求成于晉 晉人許之

㊨二子は、鄭の大夫である。穆公が（天子として）立ったわけを言ったのである。

團冬王使周公闕來聘 饗有昌歜白黑形鹽

㊩「昌歜」は、昌蒲の菹（つけもの）である。「白」は、熬稻（いりごめ）である。「黒」は、熬黍（いりきび）である。「形鹽」は、鹽の形を虎にかたどったものである。

附注の「昌歜 昌蒲菹」（按勘記に従って、「菹」を「菹」に改める）については、『周禮』籩人「朝事之籩 其實

麩黃白黑形鹽臠鮑魚鱠」の疏に「服氏云 昌歜 昌本之菹」とあるのを参照。なお、同醢人「昌本」の注に「昌本 昌蒲根 切之四寸爲菹」とあるのも参照。

注の「白 熬稻 黒 熬黍 形鹽 鹽形象虎」については、上にあげた『周禮』籩人の文の注に「鄭司農云（中略）稻曰白 黍曰黒 築鹽以爲虎形 謂之形鹽 故春秋傳曰 鹽虎形」とあるのを参照。なお、その疏に「服云

剋形」とある。

團辭曰 國君 文足昭也 武可畏也 則有備物之饗 以象

其德 薦五味 羞嘉穀 鹽虎形

㊪「嘉穀」は、いった稻と黍であり、それによって、文を象徴するのである。「鹽を虎の形にする」のは、それによつて、武を象徴するのである。

團以獻其功 吾何以堪之

團東門襄仲將聘于周 遂初聘于晉

㊫公が襄仲に周に聘することを命じたが、（襄仲は）まだ出發していなかったから、「將」と言っているのである。さらに、周から晉に聘することを命じたから、「遂」と言っているのである。《春秋》に入つて以來、魯は（ここで）はじめて晉に聘したから、「初」と言っているのである。

附四年「春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰 遂伐楚次于陘」の注に「遂 兩事之辭」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「賈服不曉傳意 解爲先聘晉後聘周」とある。

〔僖公三十一年〕

經三十有一年春取濟西田

④ 晉が、曹の田を分けて、魯に賜わったから、「曹」に繫
 げていないのである。軍勢を用いなかったから、「取」
 と言っているのである。

附下の傳文に「分曹地也」とある。なお、昭公四年の傳文
 に「凡克邑 不用師徒曰取」とあるのを参照。

經公子遂如晉

經夏四月四卜郊 不從 乃免牲

⑤ 龜を（用いるのを）「卜」という。「不從」は、不吉であ
 る。郊を卜って、不吉と出たから、牲を免したのである。

「免」は、縦（はなす）と同じである。

附注の「龜曰卜」については、莊公二十二年の傳文「初諗
 氏卜妻敬仲」の注に、同文がみえる。なお、その附を參
 照。

注の「不從 不吉也」については、公羊の何注に「不吉
 言不從者 明己意汲汲欲郊 而卜不從爾」とあるのを
 參照。

注の「免猶縱也」については、成公七年「乃免牛」の注
 に「免 放也」とあるのを參照。

なお、疏に引く『釋例』に「凡十二月 而節氣有二十四
 共通三百六十六日 分爲四時 間之以閏月 故節不

得恆在其月初 而中氣亦不得恆在其月之半 是以傳舉天
 宿氣節爲文 而不以月爲正 僖公襄公夏四月卜郊 但讖
 其非所宜卜 而不讖其四月不可郊也 孟獻子曰 啓蟄而
 郊 郊而後耕 耕謂春分也 言得啓蟄當卜郊 不得過春
 分耳」とある。

經猶三望

⑥ 「三望」とは、分野の星と國內の山・川とを、いづれも
 みな、郊祀に附隨して、望して祭るのである。魯は、郊
 天を廢したのに、それに附屬する小祀（三望）は舉行し
 たから、「猶」と言っているのである。「猶」は、（上の
 ことだけで）やめておくべきであった（餘計である）、
 という表現である。

附注の前半については、疏に「賈逵服虔以爲 三望 分野
 之星 國中山川」とあるのを參照。また、『國語』楚語
 下に「諸侯祀天地三辰及其土之山川」とあり、韋注に「三
 辰 日月星 祀天地 謂二王之後 非二王之後 祭分野
 星山川而已」とあるのを參照。なお、諸本に従って、注
 の「皆」の下に、「因」の字を補う。

注の後半については、公羊傳文に「猶者何 通可以已也
 （何注 已 止）」とあり、穀梁傳文に「猶者 可以已
 之辭也（范注 已 止也）」とあるのを參照。なお、下
 の傳文に「望 郊之細也」とある。

經秋七月

經冬紀伯姬來求婦

④傳はない。自分で、その子のために、婚をなしたのである。

⑤附二十五年「宋蕩伯姬來逆婦」の注に「自爲其子來逆」とあるのを参照。

經狄圍衛 十有二月衛遷于帝丘

⑥狄の難を避けたのである。「帝丘」は、今の東郡の濮陽縣である。帝顓頊の故墟であるから、「帝丘」というのである。

⑦附昭公十七年の傳文に「衛 顓頊之虛也 故爲帝丘」とあるのを参照。また、『漢書』地理志上に「東郡（中略）濮陽 衛成公自楚丘徙此 故帝丘 顓頊虛」とあるのを参照。なお、疏に引く『釋例』に「帝丘 故帝顓頊之虛 故曰帝丘 昆吾氏因之 故曰昆吾之虛 東郡濮陽縣 是也」とある。

⑧傳三十一年春取濟西田 分曹地也

⑨二十八年に、晉の公文は、曹を討って、その地を分けた

が、境界が確定せず、ここに至って、ようやく諸侯に賜わった（確定した）のである。

⑩附二十八年の傳文に「公說 執曹伯 分曹衛之田以畀宋人」とある。

⑪團使臧文仲往 宿於重館

⑫高平の方與縣の西北部に重館城がある。

⑬團重館人告曰 晉新得諸侯 必親其共 不速行 將無及也

從之 分曹地 自洮以南 東傳于濟 盡曹地也

⑭文仲を（經に）書いていないのは、田をもらいに行っただけで、聘享や會同ではなかった、からである。「濟」

水は、熒陽から出て、東へ流れ、魯の西部をへて、樂安に至り、海にそそいでいた。

⑮附注の前半については、昭公三十年の傳文に「唯嘉好聘享 三軍之事於是乎使卿」とあるのを参照。また、定公四年の傳文に「會同難」とあるのを参照。

⑯注の後半については、隱公三年の傳文「庚戌鄭伯之車償于濟」の疏に引く『釋例』に「濟自熒陽卷縣 東經陳留 至濟陰 北經高平 東經濟北 東北經濟南 至樂安博 昌縣入海」とあるのを参照。

⑰團襄仲如晉 拜曹田也

⑱團夏四月四卜郊 不從 乃免牲 非禮也

㊦ 諸侯は（普通）天を郊することが出来ないが、魯は、周公のおかげで、（特別に）天子の禮樂を用いることが出来るから、郊は、魯にとって常祀なのである。

附『禮記』明堂位に「武王崩 成王幼弱 周公踐天子之位 以治天下 六年朝諸侯於明堂 制禮作樂 頒度量 而天下大服 七年致政於成王 成王以周公爲有勳勞於天下 是以封周公於曲阜 地方七百里 革車千乘 命魯公世世祀周公以天子之禮樂 是以魯君孟春乘大路 載弧韜 旂十有二旒 日月之章 祀帝于郊 配以后稷 天子之禮也」とあるのを参照。

團猶三望 亦非禮也 禮不卜常祀

㊦ きまった時節に必ず行なう（からである）。

附桓公五年の傳文に「凡祀 啓蟄而郊」とあり、注に「啓蟄 夏正建寅之月 祀天南郊」とあるのを参照。

團而卜其牲曰

㊦ 牲と日とを卜って、吉凶を知る（だけな）のである。

團牛卜曰牲

㊦ 吉日を得てからは、牛は、名を改めて、「牲」とよぶ。

團牲成而卜郊 上怠慢也

㊦ （「怠慢」とは）古典をあなどり、龜策をないがしろにした、ということである。

附文公十五年の傳文「三月宋華耦來盟 其官皆從之 書曰

宋司馬華孫 貴之也」の注に「華孫能率其屬以從古典」とあるのを参照。また、昭公二十六年の傳文「國有外援 不可瀆也」の注に「瀆 慢也」とあるのを参照。

團望 郊之細也 不郊 亦無望可也

團秋晉蒐于清原 作五軍以禦狄

㊦ 二十八年に、晉は、三行を作ったが、今ここで、それをやめ、あらためて上・下の新軍をつくったのである。河東の間喜縣の北部に清原がある。

附二十八年の傳文に「晉侯作三行以禦狄」とあり、注に「晉置上中下三軍 今復增置三行 以辟天子六軍之名」とある。

團趙衰爲卿

㊦ 二十七年に、趙衰を卿に任命しようとしたが、欒枝に讓つてしまい、今ここで、ようやく、原の大夫から新軍の帥となったのである。

附二十五年の傳文に「趙衰爲原大夫」とあり、また、二十七年の傳文に「命趙衰爲卿 讓於欒枝先軫」とある。なお、『國語』晉語四に「以趙衰之故 蒐于清原 作五軍 使趙衰將新上軍」とあるのを参照。

團冬狄圍衛 衛遷于帝丘 卜曰三百年 衛成公夢康叔曰

相奪予享

㊦ 「相」は、夏后啓の孫で、帝丘に居住していた。「享」は、祭である。

附注の「相 夏后啓之孫」については、『史記』夏本紀に「夏后帝啓崩 子帝太康立(中略) 太康崩 弟中康立(中略) 中康崩 子帝相立」とあるのを参照。なお、哀公元年の傳文「滅夏后相」の注にも「夏后相 啓孫也」とある。

注の「享 祭也」については、『禮記』祭義「君子生則敬養 死則敬享」の注に「享猶祭也」とあるのを参照。また、『國語』楚語下「夫人作享」の章注に「享 祀也」とあるのを参照。

㊧ 公命祀相 甯武子不可 曰 鬼神非其族類 不歆其祀

㊨ 「歆」は、饗(うける)と同じである。

附十年の傳文「神不歆非類」の注に「歆 饗也」とあるのを参照。

㊩ 杞鄆何事

㊪ 杞と鄆は、夏の後裔であるから、當然、相をまつるべきである、ということである。

附襄公二十九年の傳文に「杞 夏餘也」とあるのを参照。

また、『國語』周語中「杞繒由大妣」の章注に「杞繒二

國 妣姓 夏禹之後 大妣之家也」とあり、同周語下「有

夏雖衰 杞鄆猶在」の章注に「杞鄆二國 夏後也」とあるのを参照。

㊫ 鄆相之不享於此久矣 非衛之罪也

㊬ 帝丘がずっと以前から相をまつていないのであって、(遷ってきたばかりの)衛が廢絶したわけではない、ということである。

㊭ 鄆不可以聞成王周公之命祀

㊮ 諸侯は、爵命を受けると、それぞれ、常祀をもつ(からである)。

附『國語』魯語上「大懼之周公太公之命祀」の章注に「賈

唐二君云 周公爲太宰 太公爲太師 皆掌命諸侯之國所當祀也」とあるのを参照。

㊯ 傳請改祀命

㊰ 相をまつれとの命令を改めよ、ということである。

附上の傳文に「公命祀相」とある。

㊱ 鄆鄭洩駕惡公子瑕 鄭伯亦惡之 故公子瑕出奔楚

㊲ 「瑕」は、文公の子である。傳は、瑕を送り込もうとしたこと(三十三年)のために、本を張ったのである。(こ

この「洩駕」もまた、鄭の大夫である。(ただし)隱公五年の「洩駕」は、ここと九十年もへだたっているから、

おそろく、同一人ではあるまい。

「附注の前半については、三十三年の傳文に「楚令尹子上侵

陳蔡 陳蔡成 遂伐鄭 將納公子瑕 門于桔柣之門 瑕

覆于周氏之汪 外僕髡屯禽之以獻 文夫人斂而葬之郟城之下」とある。

注の後半については、隱公五年の傳文に「鄭祭足原繁洩 駕以三軍軍其前」とある。

〔僖公三十二年〕

經三十有二年春王正月

經夏四月己丑鄭伯捷卒

②傳はない。文公である。(名を書いているのは)三たび同盟した(からである)。

附注の「文公也」については、疏に「經無其葬 故言其諡也」とある。

注の「三同盟」については、二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。なお、疏に「捷以莊二十二年即位 至此 與魯十餘同盟 言三同盟者 但杜數同盟不例 若同盟少者 數先君之盟 或數大夫之盟 或數經不書盟而傳載盟者 若同盟多者 唯數今君 或就今君之中數其大會盟之顯著者 此言三同盟者 皆據王臣臨盟 則八年盟于洮 九年于葵丘 二十八年于

踐土 是也」とある。

經衛人侵狄

③前年に狄が衛を圍んだことに對して、報復したのである。

附三十一年に「狄圍衛」とある。

經狄衛人及狄盟

④地をいっていないのは、狄の廬帳(テント)で盟ったからである。

附疏に「劉炫云 春秋時 戎狄錯居中國 此狄無國都處所

直云及狄盟 盟於狄之處也 以狄俗逐水草無城郭宮室 故云就廬帳盟」とある。なお、『後漢書』西域傳に「蒲類國(中略)廬帳而居 逐水草 頗知田作」とあるのを参照。

經冬十有二月己卯晉侯重耳卒

⑤(名を書いているのは)踐土と翟泉で同盟した(からである)。

附二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。なお、二十八年に「五月癸丑公會晉侯齊侯宋公蔡侯鄭伯衛子莒子盟于踐土」とあり、二十九年に「夏六月會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉」と

ある。

㊦ 三十二年春楚鬬章請平于晉 晉陽處父報之 晉楚始通

㊧ 「陽處父」は、晉の大夫である。晉と楚は、『春秋』に入ってから、(ここ)は、はじめて、使命を交換し、和睦をなしたのである。

㊨ 夏狄有亂 衛人侵狄 狄請平焉

㊩ 秋衛人及狄盟

㊪ 冬晉文公卒 庚辰將殯于曲沃

㊫ 「殯」とは、棺を下す〔安置する〕のである。曲沃に舊廟があった(からである)。

㊬ 莊公十六年の傳文に「王使虢公命曲沃伯以一軍爲晉侯」とあるのを参照。

㊭ 出絳 桓有聲如牛

㊮ 牛のなく聲のようであった。

㊯ 卜偃使大夫拜 曰 君命大事 將有西師過軼我 擊之 必大捷焉

㊰ 聲が柩から出たので、「君命」と言ったのである。「大事」は、戎事〔軍事〕である。卜偃は、秦の密謀を聞いたか

ら、柩の聲にかこつけて、衆心を正したのである。

㊱ 成公十三年の傳文に「國之大事 在祀與戎」とあるのを参照。

㊲ 杞子自鄭使告于秦

㊳ 三十年に、秦は、大夫の杞子を鄭の守備につけた。

㊴ 三十年の傳文に「秦伯說 與鄭人盟 使杞子逢孫楊孫成之 乃還」とあり、注に「三子 秦大夫 反爲鄭守」とある。

㊵ 鄭人使我掌其北門之管

㊶ 「管」は、籥(かぎ)である。

㊷ 『禮記』檀弓下「所舉於晉國管庫之士七十有餘家」の注に「管 鍵也」とあるのを参照。また、『國語』越語下

「請委管籥屬國家」の章注に「管籥 取鍵器也」とあるのを参照。なお、宣公八年「壬午猶繹 萬入去籥」の注に「籥 管也」とあるが、こちらは、ふえの意である。

㊸ 若潛師以來 國可得也 穆公訪諸蹇叔 蹇叔曰 勞師以襲遠 非所聞也

㊹ 「蹇叔」は、秦の大夫である。

㊺ 師勞力竭 遠主備之 無乃不可乎 師之所爲 鄭必知之 勤而無所 必有悖心

㊻ 良心をそこなう、ということである。

㊼ 且行千里 其誰不知 公辭焉

㊦ことわって、その言葉を受け入れなかったのである。

團 百孟明西乞白乙 使出師於東門之外

㊦「孟明」は、百里孟明視である。「西乞」は、西乞術である。「白乙」は、白乙丙である。

附 三十三年の傳文に「夏四月辛巳敗秦師于殽 獲百里孟明視西乞術白乙丙以歸」とあるのを参照。なお、疏に「世族譜以百里孟明視爲百里奚之子」とあり、また、「譜云

或以爲西乞術白乙丙爲蹇叔子」とある。

團 蹇叔哭之曰 孟子 吾見師之出而不見其入也 公使謂之

曰 爾何知 中壽 爾墓之木拱矣

㊦兩腕でかかえるのを「拱」という。蹇叔が、年をとりすぎて、耄碌し、使いものにならない、ことを言ったのである。

附 三十三年の公羊傳文「宰上之木拱矣」の何注に「拱 可

以手對抱」とあるのを参照。

團 蹇叔之子與師 哭而送之曰 晉人禦師必於殽

㊦「殽」は、弘農の澠池縣の西部にあった。

附 『續漢書』郡國志一に「弘農郡（中略）黽池 穀水出

有二嶂」とあるのを参照。

團 殺有二陵焉

㊦大阜を「陵」という（『爾雅』釋地）。
附 昭公十二年の傳文「有肉如陵」の注にも「陵 大阜也」

とある。

團 其南陵 夏后臯之墓也

㊦「臯」は、夏桀の祖父である。

附 『史記』夏本紀に「孔甲崩 子帝臯立 帝臯崩 子帝發

立 帝發崩 子帝履癸立 是爲桀」とあるのを参照。

團 其北陵 文王之所辟風雨也

㊦この道は、二殽の間の南谷の中にあり、谷は、深くて曲がりくねり、兩山がせまっていた（？）から、風雨を避けることが出来たのである。古道はここをおっていたが、魏の武帝が西の巴・漢を討ったとき、その險しさをきらって、かわりに北山の高道を開いた。

團 必死是間

㊦そこが、深くて險しかった、からである。

團 余收爾骨焉 秦師遂東

㊦明年の、晋が秦を殺で敗ったこと、のために傳したのである。

附 三十三年に「夏四月辛巳晋人及姜戎敗秦師于殽」とある。

〔僖公三十三年〕

經 三十有三年春王二月秦人入滑

㊦滅したのに、「入」と書いているのは、その土地を占有できなかったからである。

附下の傳文に「滅滑而還」とある。なお、襄公十三年の傳文に「弗地曰入」とあり、注に「謂勝其國邑不有其地」とあるのを参照。

經齊侯使國歸父來聘

經夏四月辛巳晉人及姜戎敗秦師于殽

㊦(「人」と稱しているのは)晉侯が、喪にそむいて(喪中にありながら)兵を用いたことを諱んだため、賤者として通告してきた(からである)。「姜戎」は、姜姓の戎で、晉の南鄙に居住しており、戎子駒支の先祖である。晉人は角をおさえ(前方をふせぎ)、諸戎は足を引っぱり(後方にあたり)、いっしょにならんで戦わなかったから、「及」と言っているのである。

附襄公十四年の傳文に「將執戎子駒支 范宣子親數諸朝曰(中略)對曰 昔秦人負恃其衆 貪于土地 逐我諸戎 惠公蠲其大德 謂我諸戎是四嶽之裔胄也(注 四嶽 堯時方伯 姜姓也) 毋是翦棄 賜我南鄙之田(中略) 昔文公與秦伐鄭 秦人竊與鄭盟而舍戍焉 於是乎有殽之師 晉禦其上 戎亢其下 秦師不復 我諸戎實然 譬如捕鹿 晉人角之 諸戎掎之 與晉路之」とあるのを参照。

經癸巳葬晉文公

經狄侵齊

經公伐邾取訾婁

經秋公子遂帥師伐邾

經晉人敗狄于箕

㊦大原の陽邑縣の南部に箕城がある。卻缺が「人」と稱しているのは、未だ卿ではなかったからである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志五に「大原郡(中略)陽邑 有箕城」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「八月戊子晉侯敗狄于箕 卻缺獲白狄子(中略)反自箕(中略)以一命命卻缺爲卿」とある。

經冬十月公如齊 十有二月公至自齊

經乙巳公薨于小寢

㊦「小寢」は、内寢である。「乙巳」は、十一月十二日である。經が「十(有)二月」と書いているのは、誤りで

ある。

附下の傳文「薨于小寢」の注には「小寢 夫人寢也」とある。なお、『禮記』内則「子生三月之末 漱澣夙齊 見於内寢 禮之始入室」の注に「内寢 適妻寢也」とあるのを参照。

經隕霜不殺草 李梅實

⑤傳はない。(この記事を)書いたのは、時節はずれだったからである。(つまり)周正の十一月は今〔夏正〕の九月にあたり、霜は少ししかおりないはずなのに、たくさんおり、たくさんおりたのに、草を殺すことが出来なかったから、災とし(て書い)たのである。

附隱公九年の傳文に「書 時失也」とあるのを参照。また、莊公二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを参照。

經晉人陳人鄭人伐許

團三十三年春秦師過周北門 左右免胄而下

⑥〔周北門〕とは)王城の北門である。「胄」は、兜鍪(かぶと)である。兵車は、大將でなければ、御者が中央にのるから、左右の者が下り、御者は下りなかったの

ある。

附注の「王城之北門」については、『國語』周語中「秦師將襲鄭 過周北門」の章注に「周北門 王城北門也」とあるのを参照。

注の「胄 兜鍪」以下については、『國語』周語中「左右免胄而下」の章注に「兵車參乘 御在中央 故左右下也 胄 兜鍪也」とあるのを参照(ただし、この章注は、公序本にあり、明道本にはない)。また、『説文』に「胄 兜鍪也」とあるのを参照。また、『詩』魯頌(閟宮)「二矛重弓」の鄭箋に「兵車之法 左人持弓 右人持矛 中人御」とあるのを参照。

なお、傳の「晉」は、技勘記に従って、衍文とみなす。團超乘者三百乘 王孫滿尙幼 觀之 言於王曰 秦師輕而無禮 必敗

⑦天子の門を通過するに、甲(よろい)をおさめ武器をとばねることをせず、(兵車に)とび乗って勇を示した、ことをいう。

附疏に「服虔云 無禮 謂過天子門 不棄甲束兵 而但免胄」とある。なお、『呂氏春秋』悔過に「過天子之城 宜棄甲束兵」とあるのを参照。ちなみに、『舊唐書』韋湊傳に「當周室之衰微也 秦師過周北門 左右免胄而下 王孫滿猶以其不卷甲束兵 譏其無禮 知其必敗」とあ

る。

團輕則寡謀 無禮則脫

㊤ 「脱」は、易「おろそか」である。

附『國語』周語中「無禮則脱」の韋注に「脱 簡脱也」とあるのを参照。

團入險而脱 又不能謀 能無敗乎 及滑 鄭商人弦高將市

於周 遇之 以乘韋先 牛十二犒師

㊤ 「商」は、行賈（行商人）である。「乘」は、四韋（四枚のなめし皮）である。韋を先におくり、それから牛をおくったのである。昔、人におくりものをしようとする時には、必ず、何か（軽いもの）をそれより先におくった。

附注の「商 行賈也」については、『周禮』大宰「以九職任萬民（中略）六曰商賈 阜通貨賄」の注に「行曰商 處曰賈」とあるのを参照。

注の「乘 四韋」については、『儀禮』聘禮「乘皮設」の注に「物四曰乘」とあるのを参照。また、『孟子』離婁下「發乘矢而後反」の趙注に「乘 四也」とあるのを参照。

注の「古者云云」については、襄公十九年の傳文「賄荀偃束錦加璧乘馬 先吳壽夢之鼎」の注に「古之獻物 必有以先」とあるのを参照。ちなみに、『老子』第六十二

章に「雖有拱壁以先駟馬 不如坐進此道」とある。

團曰 寡君聞吾子將步師出於敝邑 敢犒從者 不腆敝邑

爲從者之淹 居則具一日之積

㊤ 「腆」は、厚である。「淹」は、久である。「積」は、芻・米・菜・薪である。

附注の「腆 厚也」については、文公十二年の傳文「不腆敝器」等の注に、同文がみえる。なお、『國語』魯語下

「不腆先君之禮」の韋注にも「腆 厚也」とある。

注の「淹 久也」については、成公二年の傳文「無令與師淹於君地」等の注に、同文がみえる。なお、『爾雅』釋詁にも「淹 久也」とあり、また、『國語』晉語七「振廢淹」の韋注にも「淹 久也」とある。なお、すぐ下の傳文に「吾子淹久於敝邑」とあり、宣公十二年の傳文に

「二三子無淹久（注 淹 留也）」とあるのを参照。

注の「積 芻米菜薪」については、『周禮』大行人「出入五積」の注に「鄭司農云（中略）出入五積 謂饋之芻米也」とあり、また、「玄謂（中略）每積有牢禮米禾芻薪」とあるのを参照。なお、二十九年の傳文に「公在會 饋之芻米 禮也」とある。

團行則備一夕之衛 且使遽告于鄭

㊤ 「遽」は、傳車（驛傳の車）である。

附『國語』吳語「徒遽來告」の韋注にも「遽 傳車也」と

ある。なお、昭公二年の傳文「乘遽而至」の注に「遽傳驛」とあるのを参照。また、成公五年の傳文「晉侯以傳召伯宗」の注に「傳驛」とあるのを参照。ちなみに、哀公二十一年の傳文に「羣臣將傳遽以告寡君」とある。

㊦鄭穆公使視客館

㊦秦の三大夫の宿舎をうかがったのである。

㊦三十年の傳文に「秦伯說 與鄭人盟 使杞子逢孫楊孫成之 乃還」とあり、注に「三子 秦大夫 反爲鄭守」とある。

なお、ここの傳文及び注文「視秦三大夫之舍」は、校勘記に従って、補充した。

㊦則東載厲兵秣馬矣

㊦（秦の三大夫は）軍備をととのえて、秦の師を待っていた。

㊦『論語』述而「子溫而厲」の〈皇疏〉に「厲 嚴也」とあるのを参照。

㊦使皇武子辭焉 曰 吾子淹久於敵邑 唯是脯資餼牽竭矣
㊦「資」は、糧（穀物）である。なまの（肉）を「餼」という。「牽」とは、（生きている）牛羊・豕をいう。

㊦注の「資 糧也」については、四年の傳文に「共其資糧 扉屨」とあるのを参照。

注の「生曰餼 牽謂牛羊豕」については、桓公十四年の

傳文「曹人致餼 禮也」の注に「熟曰饗 生曰餼」とあるのを参照。また、『儀禮』聘禮「餼之以其禮」の疏に「服氏以爲腥曰餼」とあり、『禮記』聘義「卿爲上擯」の疏に「服虔云 死曰餼」とあるのを参照。また、『詩』小雅〈瓠葉〉の序「雖有牲牢饗餼 不肯用也」の鄭箋に「牛羊豕爲牲 繫養者曰牢 熟曰饗 腥曰餼 生曰牽」とあるのを参照。

㊦爲吾子之將行也

㊦事情を察知していることをほのめかしたのである。

㊦鄭之有原圃 猶秦之有具囿也

㊦「原圃」と「具囿」は、いづれもみな、囿の名である。

㊦吾子取其麋鹿 以間敵邑 若何

㊦秦の守備兵に、自分達で麋鹿を取って、道中の食糧にさせ、敵邑（わが國）に、間暇（ひま）を得させる、ということである。「若何」は、如何と同じである。熒陽の中牟縣の西部に圃田澤がある。

㊦注の「間暇」については、昭公五年の傳文「間而以師討焉」の注に「間 暇也」とあるのを参照。

㊦注の「若何猶如何」については、成公二年の傳文「苟君與吾父免矣 可若何」の注に「言餘人不可復如何」とあるのを参照。

㊦杞子奔齊 逢孫揚孫奔宋 孟明日 鄭有備矣 不可冀也

攻之不克 圍之不繼 吾其還也 滅滑而還

團齊國莊子來聘 自郊勞至于贈賄 禮成而加之以敏

㊦ やって来るのを迎えることを「郊勞」といい、たち去るのを見送ることを「贈賄」という。「敏」とは、事に對して審當（行き届いて的確？）である、ということである。

附注の前半については、昭公五年の傳文に「入有郊勞（注

賓至 逆勞之於郊）出有贈賄（注 去則贈之以貨賄）」とある。なお、『儀禮』聘禮に「賓至于近郊 張旛 君使下大夫請行 反 君使卿朝服 用束帛勞」とあり、また、「遂行 舍于郊 公使卿贈如覲幣」とあるのを参照。

注の後半については、二十三年の傳文「辟不敏也」の注に「敏猶審也」とあるのを参照。

團臧文仲言於公曰 國子爲政 齊猶有禮 君其朝焉 臣聞之 服於有禮 社稷之衛也

㊦ 「公如齊」のために傳したのである。

附上の經文に「冬十月公如齊」とある。

團晉原軫曰 秦違蹇叔 而以貪勤民 天奉我也

㊦ 「奉」は、與（あたえる）である。

團奉不可失 敵不可縱 縱敵患生 違天不祥 必伐秦師

欒枝曰 未報秦施 而伐其師 其爲死君乎

㊦ 君（文公）が死んだため、秦の恩惠を忘れてしまった、ということである。

團先軫曰 秦不哀吾喪 而伐吾同姓 秦則無禮 何施之爲

㊦ 秦は、わが國に無禮を働いているのだから、恩惠を氣にする必要はない、ということである。

團吾聞之 一日縱敵 數世之患也 謀及子孫 可謂死君乎

㊦ 君にそむくとは言えない、ということである。

團遂發命 遽興姜戎 子墨衰絰

㊦ 晉の文公が未だ葬られていなかったから、襄公は「子」と稱しているのである。凶服（素服）のまま従軍したから、墨で染めたのである。

附注の前半については、九年の傳文に「凡在喪 王曰小童 公侯曰子」とあり、注に「在喪 未葬也」とあるのを参照。

注の後半については、『史記』晉世家「襄公墨衰絰」の〈集解〉に「賈逵曰 墨 變凶」とあるのを参照。なお、二十四年の傳文「天子凶服降名 禮也」の注に「凶服 素服」とあるのも参照。

團梁弘御戎 萊駒爲右

團夏四月辛巳敗秦師于殽 獲百里孟明視西乞術白乙丙以歸

遂墨以葬文公 晉於是始墨

㊦以後、そのまま、ならわしとなった。(つまり、ここは) 禮が變わった由來を記したのである。

〔附〕襄公二十三年の傳文に「公有烟喪 王鮒使宣子墨纒冒經」

とあり、注に「晉自穀戰還 遂常墨纒」とあるのを参照。

なお、『史記』晉世家「遂墨以葬文公」の〈集解〉に「服

虔曰 非禮也」とある。

〔團〕文嬴請三帥

㊦「文嬴」は、晉の文公がかつて秦に行ったとき、秦の穆公がめあわせた夫人で、襄公の嫡母である。「三帥」とは、孟明たちのことである。

〔附〕二十三年の傳文に「乃送諸秦 秦伯納女五人」とあり、

また、二十四年の傳文に「晉侯逆夫人嬴氏以歸」とあり、

注に「秦穆公女文嬴也」とある。なお、『史記』晉世家

に「夏迎夫人於秦 秦所與文公妻者卒爲夫人」とあるのを参照。

〔團〕曰 彼實構吾二君 寡君若得而食之 不厭 君何辱討焉

使歸就戮于秦 以逞寡君之志 若何 公許之 先軫朝

問秦囚 公曰 夫人請之 吾舍之矣 先軫怒曰 武夫

力而拘諸原 婦人暫而免諸國

㊦「暫」は、卒(にわか)と同じである。

〔附〕異説として、韋太炎『春秋左傳讀』に「暫 借爲漸 書

般庚 暫遇姦宄 王伯申曰 暫讀曰漸 漸 詐欺也 莊

子胥箴篇 知詐漸毒 荀子不苟篇 小人知則攬盜而漸

議兵篇 招近募選 隆勢詐 尚功利 是漸之也 正論篇

上幽險則下漸詐矣 是詐謂之漸 呂刑曰 民興胥漸

漸亦詐也(以上王說) 此暫亦詐也 文嬴言 彼實構吾二

君 又言 使歸就戮于秦 皆詐語也 不當如杜預訓暫爲

卒」とある。

〔團〕墮軍實而長寇讎 亡無日矣

㊦「墮」は、毀である。

〔附〕定公十二年の經文「叔孫州仇帥師墮郟」の注及び哀公十

二年の傳文「是墮黨而崇讐也」の注に、同文がみえる。

なお、『國語』周語下「不墮山」の韋注に「墮 毀也」

とあるのを参照。

〔團〕不顧而唾 公使陽處父追之 及諸河 則在舟中矣 釋左

驂 以公命贈孟明

㊦(岸に)もどって拜謝させ、その機に乗じて執えようと

したのである。

〔團〕孟明稽首曰 君之惠 不以梟臣擊鼓

㊦「梟」は、囚繫(とらわれ)である。人を殺し、その血

を鼓に塗るのを、「梟鼓」という。

〔附〕注の前半については、成公三年の傳文に「兩釋梟囚以成

其好」とあり、注に「梟 繫也」とあるのを参照。また、

襄公二十五年の傳文に「使其衆男女別而繫 以待於朝」とあり、注に「繫 自囚係 以待命」とあるのを参照。

注の後半については、『詩』小雅（斯干）の序疏に「賈逵云 殺而以血塗鼓 謂之繫鼓」とあるのを参照。

④ 魯使歸就戮于秦 寡君之以爲戮 死且不朽 若從君惠而免之 三年將拜君賜

⑤ 晉に報復しようと思っていたのである。

⑥ 附文公二年の傳文に「春秦孟明視帥師伐晉 以報殺之役

二月晉侯禦之（中略）甲子及秦師戰于彭衙 秦師敗績 晉人謂秦拜賜之師」とあり、注に「以孟明言三年將拜君

賜 故噬之」とある。

⑦ 團秦伯素服郊次

⑧ 郊で待ったのである。

⑨ 團郷師而哭 曰 孤違蹇叔 以辱三子 孤之罪也 不替

孟明 孤之過也 大夫何罪 且吾不以一眚掩大德

⑩ 「眚」は、過（あやまち）である。

⑪ 附襄公九年の傳文「肆眚」の注に、同文がみえる。ちなみに、『書』舜典「眚災肆赦」の偽孔傳にも「眚 過」と

ある。なお、莊公二十二年「春王正月肆大眚」の注に「赦有罪也」とあるのを参照。

なお、ここの傳文については、王引之『經義述聞』に「家

大人曰 不替孟明下有曰字 而今本脫之 不替孟明四字

及曰字 皆左氏記事之詞 自孤之過也以下 方是穆公語

上文穆公郷師而哭 既罪己而不罪人矣 於是不廢孟明而復用之 且謂之曰 孤之過也 大夫何罪云云 大夫二字專指孟明而言 與上文統言三子者不同 若如今本作

不替孟明孤之過也 則不替孟明亦是穆公語 穆公既以不替孟明爲己過 則孟明不可復用矣 下文何以言大夫何罪

又言不以一眚掩大德乎 然則不替孟明日五字 乃記者之詞 而大夫何罪云云 則穆公自言其所以不替孟明之故

也 自唐石經始脫曰字 而各本遂沿其誤 秦誓正義引此無曰字 亦後人依誤本左傳刪之 文選西征賦注云 左氏

傳曰 秦伯不廢孟明 曰 孤之罪也 白帖五十九 出一眚二字 而釋之云 孟明敗秦師 秦伯不替 曰 吾不以

一眚掩大德 二書所引 文雖小異 而皆有曰字 足正今本之誤」とある。

⑫ 團狄侵齊 因晉喪也

⑬ 團公伐邾 取訾婁 以報升陘之役

⑭ （「升陘之役」は）二十二年にある。

⑮ 附二十二年に「秋八月丁未及邾人戰于升陘」とあり、その傳に「我師敗績 邾人獲公冑 縣諸魚門」とある。

⑯ 團邾人不設備 秋襄仲復伐邾

⑤魯もまた、晋の喪につけこんで、小國を侵略したのである。

附すぐ上の傳文に「狄侵齊 因晋喪也」とあるのを参照。

團狄伐晉 及箕 八月戊子晉侯敗狄于箕 卻缺獲白狄子

⑥「白狄」は、狄の一種である。舊西河郡に白部胡がある。附『國語』齊語に「西征攘白狄之地 至於西河」とあり、

章注に「白狄 赤狄之別也 西河 白狄之西也」とあるのを参照。

團先軫曰 匹夫違志於君

⑦「面とむかつて唾をはいた」（上の傳文）ことをいう。

團而無討 敢不自討乎 免胄入狄師 死焉 狄人歸其元

⑧「元」は、首である（『爾雅』釋詁）。

團面如生

⑨先軫が常人と異なっていたことを言っているのである。

團初白季使 過冀 見冀缺縛 其妻鮒也

⑩「白季」とは、胥臣のことである。「冀」は、晋の邑である。「縛」は、鋤（草を刈る）である。田野に食物を運ぶことを「鮒」という。

附注の「白季 胥臣也」については、下の傳文に「以再命

命先茅之縣賞胥臣 曰 舉卻缺 子之功也」とある。な

お、『國語』晉語五「白季使 舍於冀野」の章注に「白

季 胥臣也」とあるのを参照。

注の「冀 晉邑」については、『國語』晉語五「白季使 舍於冀野」の章注に「冀 晉邑」とあるのを参照。

注の「縛 鋤也」については、『釋名』釋用器に「縛 以鋤耨禾也」とあるのを参照。

注の「野饋曰鮒」については、『國語』晉語五「其妻鮒之」の章注に「野饋曰鮒」とあるのを参照。

團敬 相待如賓 與之歸 言語文公曰 敬 德之聚也 能敬必有德 德以治民 君請用之 臣聞之 出門如賓

⑪貴賓にまみえるかのようにする、ということである。

附『論語』顔淵に「出門如見大賓」とあるのを参照。

團承事如祭

⑫いつも謹敬する、ということである。

團仁之則也 公曰 其父有罪 可乎

⑬缺の父の冀芮が文公を殺そうとしたことは、二十四年にある。

附二十四年の傳文に「呂卻畏偪 將焚公宮而弑晉侯（中略）

己丑晦公宮火 瑕甥卻芮不獲公 乃如河上 秦伯誘而殺之」とある。

團對曰 舜之罪也殛鯀 其舉也興禹

⑭「禹」は、「鯀」の子である。

附『史記』夏本紀に「禹之父曰鯀」とあるのを参照。また、

『國語』晉語五「是故舜之刑也殛鯀 其舉也興禹」の章注に「鯀 禹父」とあるのを参照。

團管敬仲 桓之賊也 實相以濟 康誥曰 父不慈 子不祗

兄不友 弟不共 不相及也

㊦「康誥」は、周書である。「祗」は、敬である（『爾雅』釋詁）。

團惠棟『春秋左傳補註』に「昭廿年傳 在康誥曰 父子兄弟 罪不相及 孔氏謂非康誥之全文 引其意而言之 棟

謂此康誥之闕文也 法言曰 酒誥之篇俄空焉 伏生引酒誥曰 王曰封惟曰若圭璧 今酒誥無此文 故漢藝文云

酒誥脫簡一 梓材今王惟曰以下文義不屬 蓋康誥三篇皆有脫誤 孔以爲引其意而言之 非也」とあるのを参照。

なお、『後漢書』章帝紀にも「書云 父不慈 子不祗 兄不友 弟不恭 不相及也」とある。

團詩曰 采葑采菲 無以下體 君取節焉可也

㊦「詩」は、國風（邶風〈谷風〉）である。葑（かぶ）や

菲（だいこん）のような野菜は、上（葉）がよくても下

（根）がわるい時があるが、これを食べる者は、根がわるいからといって、よい葉まで棄てたりはしない。（つまり）よい部分をえらび取ればよろしい、ということである。

團鄭箋に「此二菜者 蔓菁與菘之類也 皆上下可食 然而

其根有美時有惡時 采之者 不可以根惡時并棄其葉」とあるのを参照。

團文公以爲下軍大夫 反自箕 襄公以三命命先且居將中軍

㊦「且居」は、先軫の子である。その父が敵の手にかかって死んだから、（上軍の將から中軍の將に）進めたのである。

團注の前半については、『國語』晉語四「城濮之役 先且居之佐軍也善」の章注に「先且居 先軫之子蒲城伯也」とあるのを参照。

注の後半については、『國語』晉語四に「乃使先且居將上軍」とあるのを参照。なお、上の傳文に「先軫曰 匹

夫逞志於君 而無討 敢不自討乎 免胄入狄師 死焉」とある。

團以再命命先茅之縣賞胥臣 曰 舉卻缺 子之功也

㊦先茅に後嗣が絶えたから、その縣を取りあげて、胥臣に賞與したのである。

團以一命命卻缺爲卿 復與之冀

㊦その父の舊邑をかえたのである。

團亦未有軍行

㊦卿の位に登ったが、軍職はなかったのである。

團冬公如齊 朝且弔有狄師也 反 薨于小寢 卽安也

㊦「小寢」は、夫人の寢である。公が、安樂な場所に身を置き、路寢で死ななかつた、ことを譏つたのである。

附經の注に「小寢 内寢也」とあるのを参照。なお、莊公

三十二年「八月癸亥公薨于路寢」の穀梁傳文に「路寢

正寢也 寢疾居正寢 正也 男子不絶于婦人之手 以齊

終也」とあるのも参照。

團晉陳鄭伐許 討其貳於楚也 楚令尹子上侵陳蔡 陳蔡成

遂伐鄭 將納公子瑕

㊦三十一年に瑕は楚に奔っていた。

附三十一年の傳文に「鄭洩駕惡公子瑕 鄭伯亦惡之 故公

子瑕出奔楚」とあり、注に「傳爲納瑕張本」とある。

團門于桔株之門 瑕覆于周氏之汪

㊦車が池水の中に顛覆したのである。

附桓公十五年の傳文「祭仲殺雍糾 尸諸周氏之汪」の注に

「汪 池也」とあるのを参照。

團外僕髡屯禽之以獻

㊦瑕を殺して鄭伯に獻じたのである。

團文夫人斂而葬之鄆城之下

㊦鄭の文公の夫人である。「鄆城」は、舊鄆國で、熒陽の

密縣の東北部にあった。傳は、穆公が國を保有すること

になったわけを言っているのである。

附注の前半については、『詩』鄭譜の疏に「服虔云 鄆城 故鄆國之墟」とあるのを参照。

注の後半については、宣公三年の傳文「初鄭文公有賤妾 曰燕姑」以下を参照。

團晉陽處父侵蔡 楚子上救之 與晉師夾泚而軍

㊦「泚」水は、魯陽縣から出て、東へ流れ、襄城・定陵をへて、汝水にそそいでいた。

附『漢書』地理志上に「南陽郡（中略）魯陽 有魯山 古

魯縣 御龍氏所遷 魯山 潢水所出 東北至定陵入汝」とあるのを参照。

團陽子患之 使謂子上曰 吾聞之 文不犯順 武不違敵

子若欲戰 則吾退舍 子濟而陳

㊦楚を避け、（楚に）渡って陣を張らせ、その後で戦おうとしたのである。

團遲速唯命 不然 紆我

㊦「紆」は、緩である。

附莊公三十年の傳文「自毀其家以紆楚國之難」の注に、同

文が見える。なお、その附を参照。

團老師費財 亦無益也

㊦出兵が長期にわたるのを「老」という。

附『國語』晉語四「且楚師老矣」の章注に「老 罷也 團

宋久 其師罷病」とあるのを参照。

○ 圃乃駕以待 子上欲涉 大孫伯曰 不可 晉人無信 半涉而薄我 悔敗何及 不如紓之 乃退舍

○ 楚は、退いて、晉に渡らせようとしたのである。

○ 圃陽子直言曰 楚師遁矣 遂歸 楚師亦歸 大子商臣譖子上曰 受晉賂而辟之 楚之恥也 罪莫大焉 王殺子上

○ 商臣は、子上が、王が自分を立てるのを、止めようとした、ことを怨んでいたから、子上を譖したのである。

○ 圃文公元年の傳文に「初楚子將以商臣爲大子 訪諸令尹子

上 子上曰 君之齒未也 而又多愛 黜乃亂也 楚國之舉 恒在少者 且是人也 蠱目而豺聲 忍人也 不可立也 弗聽」とある。

圃葬僖公 緩

○ 圃文公元年の經に「四月に僖公を葬った」と書いてあるが、僖公は實はこの年の十一月に薨じたから、閏月をあわせると、七箇月たってから葬ったことになる。だから、傳で「緩(おそすぎた)」と言っているのである。これ以下は、そのまま、葬に因んで、作主と祭祀の事を説き、文章がつづいているが、いづれもみな、本來は「僖公を葬った」という經の下に置かれるべきものであって、今、ここにあるのは、簡編が顛倒して入りまじったのである。

○ 圃注の前半については、上の經に「冬十月公如齊 十有二月公至自齊 乙巳公薨于小寢」とあり、注に「乙巳 十一月十二日 經書十二月 誤」とあるのを参照。また、

○ 圃文公元年の經に「夏四月丁巳葬我君僖公」とあり、注に「七月而葬 緩」とあるのを参照。また、文公元年の傳文に「於是閏三月 非禮也」とあるのを参照。また、隱

公元年の傳文に「天子七月而葬(中略) 諸侯五月」とあるのを参照。なお、異説として、劉敞「春秋權衡」に「杜氏讀緩字以上爲一句 作字下爲一句 非也 僖公以十二月薨 以明年四月葬 凡五月也 不得云緩 杜氏本欲選

僖公之薨在十一月 僖公之薨在十一月 則除喪在文二年十一月 因以文納幣爲十二月 文納幣爲十二月 則與傳合矣 而不顧理乖也 傳云葬僖公緩作主者 緩以下乃當爲一句 言葬僖公而作主緩 卽文二年經書作僖公主 是也 今欲屬緩於葬僖公 以明僖公爲十一月薨 獨不願作

主非禮也之語無所繫 是傳議葬緩 又議不當作主乎 苟欲遂己之說 黨其所附 不求道 眞可怪也」とある。注の後半については、文公元年の傳文「夏四月丁巳葬僖公」の注に「傳皆不虛載經文 而此經孤見 知僖公末年傳宜在此下」とあるのを参照。なお、異説として、(古

經解彙函) 所收の『春秋釋例』作主禘例(莊述祖孫星衍校)に「賈氏以爲僖公始不順祀 生則致哀 終則小寢

以優典常 故其子文公緣事生邪志 作主陵遲 于是文
公復有夫人歸 嗣子羅咎 傳故上繫此文于僖公篇」とあ
る。

團作主 非禮也

㊦文公二年になってから主を作ったのだが、(ここ)でそ
のまま、葬の文に因んで、いっしょに議ったのである。

附文公二年の傳文に「丁丑作僖公主 書 不時也」とあり、

注に「過葬十月 故曰不時 例在僖三十三年」とあるの
を参照。

團凡君薨 卒哭而耐 耐而作主 特祀於主

㊦埋葬がおわり、もどって虞祭すると、喪がとける。だか
ら、「卒哭」というのである。「卒」は、止である。新た
な死者の神靈を祖に耐祭すると、尸柩は遠のき、(逆に)
孝子の思慕はつのる。だから、木主を造って几筵を設け、
(これだけは)特別に喪禮を用いて寢でまつり、宗廟で
いっしょにはしないのである。「凡君」と言っているの
は、諸侯以上をいうのであって、卿・大夫には通用しな
い。

附疏に引く『釋例』に「此諸侯之禮 故稱君 君既葬反虞

則免喪 故曰卒哭 卒 止也 以新死者之神附之於祖

尸柩既已遠矣 神形又不可得而見矣 孝子之思彌篤

徬徨求索 不知所至 故造木主立几筵 特用喪禮 祭祀

於寢 不同之於宗廟」とある。なお、『國語』周語上に
「設桑主 布几筵」とあるのを参照。また、『儀禮』士
虞記「明日以其班耐」の疏に「服注云 特祀于主 謂在
寢」とあるのを参照。

なお、『釋例』の文に従って、注の「止也」の上に、「卒」
の字を補う。

團烝嘗禘於廟

㊦冬の祭を「烝」といい、秋の祭を「嘗」という。新しい
木主ができ、特別に寢でまつると、宗廟の四時の常祀(烝
・嘗など)は、それぞれ、もどどおりに舉行する。(そし
て)三年の(喪)禮がおわると、さらに大禘し、その時

はじめて、(羣主を)みないっしょに吉祭する。

附注の「冬祭曰烝 秋祭曰嘗」については、桓公五年の傳

文に「始殺而嘗(注 建西之月) 閉蟄而烝(注 建亥之

月)」とあるのを参照。また、桓公八年の公羊傳文に「秋

曰嘗 冬曰烝」とあるのを参照。

注の「新主既立云云」については、疏に引く『釋例』に

「舊說以爲 諸侯喪 三年之後 乃烝嘗 案傳 襄公十

五年冬十一月晉侯周卒 十六年春葬晉悼公 改服脩官

烝於曲沃 會于溴梁 其多穆叔如晉 且言齊故 晉人答

以寡君之未禘祀 其後晉人徵朝于鄭 鄭公孫僑云 溴梁

之明年 公孫夏從寡君以朝于君 見於嘗耐 與執膳焉

此皆春秋之明證也」とある。なお、「舊説」とは、『儀禮』士虞記「明日以其班祔」の疏に「服注云（中略）烝嘗禘於廟者 三年喪畢 遭烝嘗 則行祭皆於廟」とあり、『周禮』鬯人「廟用脩」の疏に「賈服以爲 三年終禘 遭烝嘗 則行祭禮」とあるのを指し、杜預に對して、異説である。

注の「三年禮畢云云」については、閔公二年「夏五月乙酉吉禘于莊公」の注に「三年喪畢 致新死者之主於廟 廟之遠主 當遷入祧 因是大祭 以審昭穆 謂之禘」とあるのを參照。また、襄公十六年の傳文「以寡君之未禘祀」の注に「禘祀 三年喪畢之吉祭」とあるのを參照。なお、疏に引く『釋例』に「凡三年喪畢 然後禘 於是遂以三年爲節 仍計除喪卽吉之月 卜日而後行事 無復常月也 是以經書禘及大事 傳唯見莊公之速 他無非時之議也」とあり、また、「禘於大廟 禮之常也 各於其宮 時之爲也 雖非三年大祭 而書禘 用禘禮也 昭二十五年傳曰 將禘於襄公 亦其義也 三年之禘 自國之常 常事不書 故唯書此數事 祭雖得常 亦記仲遂叔弓之非常也」とある。

〔文公元年〕

經元年春王正月公卽位

④傳はない。先君が未だ葬られていないのに、公が卽位したのには、年を空けて君がいない（一年間、空位にする）わけにゆかない、からである。

附疏に引く『釋例』に「遭喪繼立者 每新年正月 必改元 正位 百官以序 故國史書卽位於策以表之 文公成公 先君之喪未葬 而書卽位 因三正之始 明繼嗣之正 表 朝儀以同百姓之心 此乃國君明分制之大禮 譬周康王麻冕黼裳以行事 事畢然後反喪服也 雖踰年行卽位之禮 名通於國內 必須既葬卒哭 乃免喪 古之制也」とある。なお、九年の公羊傳文に「緣民臣之心 不可一日無君 緣終始之義 一年不二君 不可曠年無君 緣孝子之心 則三年不忍當也」とあるのを參照。

經二月癸亥日有食之

④傳はない。「癸亥」は、月の一日である。「朔」を書いていないのは、史官が書き漏らしたのである。

附注の「不書朔 官失之」については、僖公十二年「春王三月庚午日有食之」の注に、同文がみえる。

經天王使叔服來會葬

④「叔」は氏で、「服」は字である。諸侯が死んだとき、天子は、大夫に會葬させるのが、禮である。

附五年の傳文に「春王使榮叔來含且贈 召昭公來會葬 禮也」とあるのを參照。

經夏四月丁巳葬我君僖公

㊦ (死後) 七箇月たつてから葬つたのは、おそすぎた。

附僖公三十三年の傳文に「葬僖公 緩」とあり、注に「文

公元年經書四月葬僖公 僖公實以今年十一月薨 并閏

七月乃葬 故傳云緩」とある。なお、その附を參照。

經天王使毛伯來錫公命

㊦ 「毛」は國で、「伯」は爵である。諸侯で王の卿士とな

つた者である。諸侯が即位すると、天子は、命圭を賜わ

り(それを瑞(しるし)とし)、(後日、その)瑞を合わ

せて信を確かめる。僖公十一年に、王が晉侯に命を賜わ

つたのも、この類である。

附注の前半については、隱公元年「冬十有二月祭伯來」の

注に「祭伯 諸侯爲王卿士者 祭 國 伯 爵也」とあ

るのを參照。

注の後半については、僖公十一年の傳文に「天王使召武

公内史過賜晉侯命」とあり、注に「諸侯即位 天子賜之

命圭爲瑞」とある。なお、『說文』に「瑞 以玉爲信也」

とあり、『白虎通』瑞贄に「珪以質信」とあり、「合符信

者 謂天子執瑁以朝 諸侯執圭以覲天子」とあり、同崩

墓に「諸侯以瑞珪爲信」とあり、『韓非子』說疑に「信

之以瑞節」とあるのを參照。また、『說文』に「瑁 諸

侯執圭朝天子 天子執玉以冒之 似整冠 周禮曰 天子

執瑁四寸」とあり、『書』顧命「太保承介圭 上宗奉同

瑁 由阼階濟」の僞孔傳に「瑁 所以冒諸侯圭 以齊瑞

信 方四寸 邪刻之」とあり、疏に「禮天子所以執瑁者

諸侯即位 天子賜之以命圭 圭頭邪銳 其瑁當下邪刻

之 其刻闊狹長短如圭頭 諸侯來朝 執圭以授天子 天

子以冒之刻處冒彼圭頭 若大小相當 則是本所賜 其或

不同 則圭是僞作 知諸侯信與不信 故天子執瑁 所以

冒諸侯之圭 以齊瑞信 猶今之合符然」とあるのを參照。

經晉侯伐衛

㊦ 晉の襄公は、(自分が)衛を伐つことを、前もって諸侯

に赴告しておいた。(つまり、實際には)大夫が伐つた

のに、「晉侯」と稱しているのは、(その前もつての)赴

告の言葉に従ったのである。

附下の傳文に「晉襄公既祥 使告于諸侯而伐衛 及南陽

先且居曰 效尤 禍也 請君朝王 臣從師 晉侯朝王于

温 先且居晉臣伐衛」とある。

經叔孫得臣如京師

⑤ 「得臣」は、叔牙の孫である。

附『禮記』檀弓上「叔孫武叔之母死」の疏に引く『世本』

に「桓公生僖叔牙 牙生戴伯茲 茲生莊叔得臣」とあるのを参照。

經衛人伐晉

⑥ 衛の孔達は、政治をつかさどっていたが、盟主（晉）を恭敬せず、隣國（鄭）に對して兵を興こしたため、討伐を受けて邑を失ったから、貶して「人」と稱しているのである。

附下の傳文に「晉文公之季年 諸侯朝晉 衛成公不朝 使

孔達侵鄭 伐縣皆及匡 晉襄公既祥 使告于諸侯而伐衛（中略）五月辛酉朔晉師圍戚 六月戊戌取之（中略）衛孔達帥師伐晉」とある。

經秋公孫敖會晉侯于戚

⑦ 「戚」は、衛の邑で、頓丘の衛縣の西部にあった。禮では、卿は公・侯と會合できない（僖公二十九年傳文）のに、『春秋』が、魯の大夫について、いづれもみな、貶していないのは、體例をすでに擧げているから、魯の史官の（記録した）もとの文章を（改めずに）そのまま用

いたのである。（なお）内（魯侯）について、「公」と稱し、その死に「薨」と稱しているのも、いづれもみな、魯の史官のものを（そのまま）用いたのである。

附注の前半については、序に「仲尼因魯史策書成文 考其眞偽而志其典禮 上以遵周公之遺制 下以明將來之法 其教之所存 文之所害 則刊而正之 以示勸戒 其餘則皆即用舊史 史有文質 辭有詳略 不必改也」とあり、また、「故發傳之體有三 而爲例之情有五」とあるのを参照。

注の後半については、隱公三年「癸未葬宋穆公」の疏に引く『釋例』に「天子曰崩 諸侯曰薨 大夫曰卒 古之制也 春秋所稱 曲存魯史之義 內稱公而書薨 所以自尊其君 則不得不略外諸侯書卒以自異也」とあるのを参照。

經冬十月丁未楚世子商臣弑其君顓

⑧ 「商臣」は、穆王である。弑君の例は、宣公四年にある。

附注の前半については、『史記』楚世家に「冬十月商臣以宮衛兵圍成王（中略）丁未成王自殺殺 商臣代立 是爲穆王」とあるのを参照。

注の後半については、宣公四年の傳文に「凡弑君 稱君 君無道也 稱臣 臣之罪也」とある。

經公孫敖如齊

㊦ 傳例に「(文公の即位後)始めて聘したのであり、禮に適っている」とある(下の傳文)。

㊧ 元年春王使內史叔服來會葬 公孫敖聞其能相人也

㊨ 「公孫敖」は、魯の大夫で、慶父の子である。

㊩ 僖公十五年「公孫敖帥師及諸侯之大夫救徐」の注にも「公孫敖 慶父之子」とある。なお、『禮記』檀弓下「滕成公之喪 使子叔敬叔弔 進書 子服惠伯爲介」の疏に引く『世本』に「慶父生穆伯敖」とあるのを参照。

㊪ 傳見其二子焉 叔服曰 穀也食子 難也收子

㊫ 「穀」は文伯で、「難」は惠叔である。「食子」とは、祭祀を奉じて(後を嗣いで)、(あなたを)養う、ということである。「收子」とは、あなたの尸を葬る、ということである。

㊬ 附七年の傳文に「穆伯娶于莒 曰戴己 生文伯 其娣聲己 生惠叔」とあり、注に「穆伯 公孫敖也 文伯 穀也 惠叔 難也」とあるのを参照。なお、十四年の傳文に「穆

伯之從己氏也 魯人立文伯 穆伯生二子於莒 而求復 文伯以爲請 襄仲使無朝聽命 復而不出 三年而盡室以 復適莒 文伯疾 而請曰 穀之子弱 請立難也 許之

文伯卒 立惠叔 穆伯請重賂以求復 惠叔以爲請 許之

將來 九月卒于齊 告喪 請葬 弗許」とあり、十五年の傳文に「齊人或爲孟氏謀 曰 魯 爾親也 飾棺實

諸堂阜 魯必取之 從之 卜人以告 惠叔猶毀以爲請 立於朝以待命 許之 取而殯之(注 終叔服之言)」とある。

㊭ 傳穀也豐下 必有後於魯國

㊮ 「豐下」とは、おそらく、顔が四角い(下ぶくれ)、ということであろう。八年の、公孫敖が莒に奔ったこと、のために傳したのである。

㊯ 附『南齊書』李安民傳に「卿面方如田 封侯狀也」とあるのを参照。

㊺ 傳於是閏三月 非禮也

㊻ 麻法では、閏月は僖公の末年(三十三年)にあるはずなのに、誤って、この年の三月に閏月を置いたのである。おそらく、當時の、麻に精しい者が、非難したものであろう。

㊼ 附異説として、『漢書』律曆志下(世經)に「文公元年 距辛亥朔旦冬至二十九歲 是歲閏餘十三 正小雪 閏當 在十一月後 而在三月 故傳曰非禮也」とあり、また、『玉燭寶典』十二月季冬の項に「服注云 周三月 夏正

月也 是歲距僖公五年辛亥歲三十年 閏餘十三 正月小
雪 閏當在十一月後」とある。

〔閏先王之正時也 履端於始 舉正於中 歸餘於終〕

④〔履端於始〕とは、日月の起點にさかのぼって、それを麻術の端首とするのである。（「舉正於中」とは）一年は三百六十六日だが、日月の運行に遅速があるから、必ず分けて十二箇月とし、中氣を舉げて、それらの月を正す（各月に必ず中氣があるようにする）のである。（そして）餘日があれば、後にまわし、それらを集めて閏月とする。だから、「歸餘於終」と言っているのである。

〔附注の「歩麻之始 以爲術之端首」については、『玉燭寶典』正月孟春の項に「服虔注云 履踐 端極也 謂治曆必踐紀立正於元 始謂太極上元天統之始」とあるのを参照。また、『史記』曆書「履端於始」の〈集解〉に「韋昭曰 謂正曆必先稱端始也 若十一月朔且冬至也」とあるのを参照。なお、異説として、江永『羣經補義』に「履端於始 謂歩麻以冬至爲始 故云 序則不愆 而杜云 歩麻之始 以爲術之端首 似推麻元 非也 推麻元者 漢太初麻以後之法 古未有是」とある。

注の「舉中氣 以正月」については、『史記』曆書「舉正於中」の〈集解〉に「韋昭曰 氣在望中 則時日昏明 皆正也」とあるのを参照。また、『漢書』律曆志上に「經

於四時 雖亡事必書時月 時所以記啓閉也 月所以紀分至也 啓閉者 節也 分至者 中也 節不必在其月 故時中必在正數之月 故傳曰 先王之正時也 履端於始 舉正於中 歸餘於終」とあるのを参照。なお、異説として、江永『羣經補義』に「舉正於中 謂正朔之月 故云 民則不惑 而杜云 舉中氣 以正月 亦非也 古麻惟有八節 後世乃有二十四氣 以冬至爲始 以閏餘爲終 故舉正朔之月爲中 雖周正建子 若在履端於始之前而言 先王之正時 則通三代言之也」とある。

注の「有餘日 則歸之於終 積而爲閏 故言歸餘於終」については、『史記』曆書「歸邪於終」の〈集解〉に「韋昭曰 邪 餘分也 終 閏月也 中氣在晦則後月閏 在望是其正中也」とあるのを参照。なお、異説として、顧炎武『左傳杜解補正』に「古人以閏爲歲之餘 凡置閏必在十二月之後 故曰 歸餘于終」とあり、また、江永『羣經補義』に「歸餘於終者 置閏 或三年或二年 常置於歲終也」とある。

なお、この注全般については、『續漢書』律曆志中の注に引く杜預『長曆』に「書稱 葦三百六旬有六日 以閏月定四時成歲 允釐百工 庶績咸熙 是以天子必置日官 諸侯必置日御 世修其業 以考其術 舉全數而言 故曰六日 其實五日四分之一 日日行一度 而月日行十

三度十九分度之七有畸 日官當會集此之遲疾 以考成晦朔 錯綜以設閏月 閏月無中氣 而北斗邪指兩辰之間 所以異於他月也」とあるのを参照。

團履端於始 序則不愆

④四時に狂いがない。

附昭公四年の傳文「則冬無愆陽」の注、及び同十五年の傳文「好惡不愆」の注に、「愆 過也」とあるのを参照。

團舉正於中 民則不惑

④斗柄が指す方向を過たず、寒暑が時期をはずさないから、(民に)疑惑がない。

附『漢書』律曆志上に「斗建下爲十二辰 視其建而知其次」とあるのを参照。また、『論語』先進「赤也惑」の(皇疏)に「惑 疑惑也」とあるのを参照。

團歸餘於終 事則不悖

④四時がしかるべき所に配置されれば、事に混乱がない。

附『説文』に「諄 亂也(中略)諄 或从心」とあるのを参照。

團夏四月丁巳葬僖公

④傳は、いづれもみな、意味なく經文(だけ)を載せることとはないはずなのに、今ここでは、經だけが示されているから、僖公の末年の傳が(本来)この下にあるべきこ

とがわかる。

附僖公三十三年の傳文に「葬僖公 緩」とあり、注に「自

此以下 遂因說作主祭祀之事 文相次也 皆當次在經葬

僖公下 今在此 簡編倒錯」とあり、つづく傳文に「作

主 非禮也 凡君薨 卒哭而祔 祔而作主 特祀於主

烝嘗禘於廟」とある。

團王使毛伯衛來賜公命

④「衛」は、毛伯の字(あざな)である。

附傳文の「錫」は、石經等に従って、「賜」に改める。

團叔孫得臣如周拜

④命を賜わったことに御禮を述べたのである。

團晉文公之季年 諸侯朝晉 衛成公不朝 使孔達侵鄭 伐

縣 訾及匡

④「孔達」は、衛の大夫である。「匡」は、潁川の新汲縣の東北部にあった。

團晉襄公既祥

④諸侯は、(埋葬がおわって)諒闇(心喪)していても、祥祭(一周忌)には、(特別に)壇位を設けて哭するのである。

附隱公元年の傳文「甲生不及哀」の注に「諸侯已上 既葬

則縗麻除 無哭位 諒闇終喪」とあるのを参照。

團使告于諸侯而伐衛 及南陽

㊤今の河内の地である。

附僖公二十五年の傳文「晉於是始啓南陽」の注に「在晉山

南河北 故曰南陽」とあるのを参照。

團先且居曰 效尤 禍也

㊦衛が朝さないのをとがめるから伐つのに、今ここで王に朝さなければ、衛のまねをすることになり、禍を招く、ということである。この時、王が温にいたから、朝することを勧めたのである。

團襄公二十一年の傳文に「尤而效之 其又甚焉」とあり、

注に「尤晉逐盈 而自掠之 是效尤」とあるのを参照。

また、僖公二十五年の傳文に「與之陽樊温原欒茅之田

晉於是始啓南陽」とあるのを参照。

團請君朝王 臣從師 晉侯朝王于温 先且居胥臣伐衛 五

月辛酉朔晉師圍戚 六月戊戌取之 獲孫昭子

㊧「昭子」は、衛の大夫で、戚邑を領有していた。

團衛人使告于陳 陳共公曰 更伐之 我辭之

㊨伐たれたままで和平を求めるのは、いかにも弱腰だから、

(衛に) 伐ちかえして、自分に晉をこばむ力があること

を示させようとしたのである。

附僖公七年の傳文に「心則不競」とあり、注に「競 強也」

とあるのを参照。また、下の二年の傳文「陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說」の注に「陳始與衛謀 謂可以強得免」とあるのを参照。

團衛孔達帥師伐晉 君子以爲古 古者越國而謀

㊩古の道には合致するが、霸主につかえるという今の禮に違反したから、國はその邑を失い、自身は執えられたのである。

團疏に引く『釋例』に「衛孔達爲政 不共盟主 興兵於鄰國 受討喪邑 寤而告陳 雖從陳之謀僅得自定 以謀而濟 故君子但言合古 而不釋其尤也」とあるのを参照。

なお、異説として、朱彬『經傳攷證』に「檀弓 杜橋之母(之喪) 宮中無相 以爲沽也 鄭注 沽 略也 古與沽通 孔達侍楚而不事晉 故曰 越國而謀 是繼略之甚」とある。

團秋晉侯疆戚田 故公孫敖會之

㊪晉が、衛の田を取り、その疆界を畫定したのである。

團初楚子將以商臣爲大子 訪諸令尹子上 子上曰 君之齒

未也

㊫「齒」は、年である。また若いということである。

附『禮記』文王世子に「古者謂年齡 齒亦齡也」とあるの

を参照。

圃而又多愛 黜乃亂也 楚國之舉 恒在少者

㊦「舉」は、立てである。

圃『史記』楚世家「楚國之舉 常在少者」の〈集解〉に「賈逵曰 舉 立也」とあるのを参照。

圃且是人也 讎目而豺聲 忍人也

㊧平氣で不義を行なうことが出来る、ということである。

圃『史記』楚世家「且商臣讎目而豺聲 忍人也」の〈集解〉に「服虔曰 言忍爲不義」とあるのを参照。

圃不可立也 弗聽 既又欲立王子職而黜大子商臣

㊨「職」は、商臣の庶弟である。

圃『史記』楚世家「後又欲立子職」の〈集解〉に「賈逵曰 職 商臣庶弟也」とあるのを参照。なお、『古列女傳』

節義〈楚成鄭督〉にも「職 商臣庶弟也」とある。

圃商臣聞之而未察 告其師潘崇曰 若之何而察之 潘崇曰 享江芊而勿敬也

㊩「江芊」は、成王の妹で、江に嫁いでいた。

圃從之 江芊怒曰 呼 役夫

㊪「呼」は、發聲（歎詞）である。「役夫」は、賤者の稱謂である。

圃宜君王之欲殺女而立職也 告潘崇曰 信矣 潘崇曰 能事諸乎

㊫職につかえることが出来るかどうか、たずねたのである。

圃『史記』楚世家「崇曰 能事之乎」の〈集解〉に「服虔

曰 若立職 子能事之」とあるのを参照。

なお、傳文の「殺女而立職」については、王引之『經義述聞』に「陳氏芳林攷正曰 韓非子作廢女（内儲説）上云黜商臣 似作廢字爲允 然江芊怒 故甚其辭 讀者正

不必泥也 又曰 唐劉知幾史通言語篇引作廢女 引之謹

案 韓子及史通並作廢 是也 上言黜商臣 下言能事諸

乎 則此文本作廢女而立職 明矣 若商臣被殺 又誰事

王子職乎 列女傳節義傳載此事曰 大子知王之欲廢之也

遂興師圍王宮 亦其一證也 廢字不須訓釋 故杜氏無

注 若是殺字 則與上下文不合 杜必當有注矣 自唐石

經始從誤本作殺 而史記楚世家亦作殺 則後人依左傳改

之耳 若謂江芊怒而甚其詞 則曲爲之說也 古字多以發

爲廢 傳文蓋本作發 發殺形相近 因誤而爲殺矣（說苑

說叢篇 智者不妄爲 勇者不妄發 今本發誤作殺）」と

ある。

圃曰 不能 能行乎 曰 不能 能行大事乎 曰 能

㊬「大事」とは、君を弑することをいう。

圃昭公元年の傳文「令尹將行大事」の注にも「謂將弑君」とある。なお、『史記』楚世家「能行大事乎」の〈集解〉

に「服虔曰 謂弑君」とあるのを参照。

團冬十月以宮甲圍成王

㊤ 大子の宮甲である。僖公二十八年に、王が東宮の兵卒を子玉につき従わせたのは、おそらく、この宮甲（の一部）を取ったのであろう。

附 僖公二十八年の傳文に「子玉使伯棼請戰（中略）王怒

少與之師 唯西廣東宮與若敖之六卒實從之」とあり、注に「楚有左右廣 又大子有宮甲 分取以給之」とある。

團王請食熊蹯而死

㊤ 熊の掌は煮えにくいから、時間がかかっているうちに、外から救援がくる、ことを期待したのである。

附 『史記』晉世家「宰夫肺熊蹯不熟」の〈集解〉に「服虔

曰 蹯 熊掌 其肉難熟」とあるのを参照。

團弗聽 丁未王縊 諡之曰靈 不隕 曰成 乃隕

㊤ 商臣が、ひどく冷酷で、棺に納めないうちに、惡諡をおくった、ことを言っているのである。

附 定公元年の傳文「吾欲爲君諡使子孫知之」の注に「爲惡諡」とあるのを参照。また、『逸周書』諡法解に「安民立政曰成」とあり、「亂而不損曰靈」とあるのを参照。

また、『莊子』則陽「其所以爲靈公者何邪 大弑曰 是因是也」の郭注に「靈卽は無道之諡也」とあるのを参照。

なお、異説として、疏に「桓譚以爲 自縊而死 其目未合 尸冷乃隕 非由諡之善惡也」とある。

團穆王立 以其爲大子之室與潘崇 使爲大師 且掌環列之

尹

㊤ 「環列之尹」は、宮中警護の官で、兵をならべて王宮をとりまくのである。

團穆伯如齊 始聘焉 禮也

㊤ 「穆伯」とは、公孫敖のことである。

附 上の經に「公孫敖如齊」とある。

團凡君即位 卿出並聘 踐脩舊好 要結外援

㊤ 「踐」は、履行と同じである。

附 『儀禮』士相見禮「不足以踐禮」の注に「踐 行也」とあるのを参照。また、『國語』周語下「足以踐德」の章注に「踐 履也」とあるのを参照。なお、異説として、

俞樾『羣經平議』に「履行而修舊好 甚爲不辭 踐當讀爲纘 詩崧高篇 王纘之事 釋文引韓詩作王踐之事 是

踐與纘古字通用 踐修舊好 卽纘修舊好 說文糸部 纘

繼也 經典通作纂 爾雅釋詁 纂 繼也 國語周語

纂修其緒 纂與踐並纘之段字」とある。

團好事鄰國 以衛社稷 忠信卑讓之道也 忠 德之正也 信 德之固也 卑讓 德之基也

㊤ 傳は、この事件に因んで「凡（例）を發し、諸侯は（埋葬がおわって）諒闇（心喪）の時期に入れば、國事につ

いていづれもみな吉禮を用いる、ということを明らかにしたのである。

附隠公元年の傳文「弔生不及哀」の注に「諸侯已上 既葬 則續麻除 無哭位 諒闇終喪」とあるのを参照。

團穀之役

㊦ 僖公三十三年にある。

附僖公三十三年に「夏四月辛巳晉人及姜戎敗秦師于穀」とある。

團晉人既歸秦師 秦大夫及左右皆言於秦伯曰 是敗也 孟明之罪也 必殺之 秦伯曰 是孤之罪也 周芮良夫之詩曰 大風有隧 貪人敗類

㊧ 「詩」は、大雅（桑柔）である。「隧」は、蹊徑（こみち、つめあと）である。周の大夫の芮伯が厲王を譏ったもので、欲の深い人が善人をそこなうのは、大風が吹き荒れて物を破壊し、いたる所に蹊徑をのこすようなものである、ということである。

附注の「隧 蹊徑也」については、毛傳に「隧 道也」とあるのを参照。

注の「周大夫芮伯刺厲王」については、詩序に「桑柔 芮伯刺厲王也」とあるのを参照。また、『國語』周語上「芮良夫曰」の章注に「芮良夫 周大夫芮伯也」とある

のを参照。

注の「貪人之敗善類」については、毛傳に「類 善也」とあるのを参照。

注の「大風之行」については、鄭箋に「大風之行」とあるのを参照。

注の「成蹊徑」については、『史記』李廣傳の贊に「諺曰 桃李不言 下自成蹊」とあるのを参照。

團聽言則對 誦言如醉

㊨ 暗愚な君は、古典を誦するような（正しい）言葉を好まず、これを聞いても、酒に酔っているように朦朧とし（て耳に入らず）、（かたや）道端の噂話のような（つまらぬ）言葉を聞けば、喜んで應答する、ということである。

附鄭箋に「對 答也 貪惡之人 見道聽之言 則應答之 見誦詩書之言 則冥卧如醉」とあるのを参照。また、『論語』陽貨に「子曰 道聽而塗說 德之棄也」とあるのを参照。

團匪用其良 覆俾我悖

㊩ 「覆」は反であり、「俾」は使である。良臣の言葉を用いず、かえって私に悖逆を行なわせた、ということである。

附毛傳に「覆 反也」とあり、鄭箋に「居上位而不用善 反使我爲悖逆之行」とあるのを参照。なお、注の「俾

使也」については、僖公二十八年の傳文「俾隊其師 無克祚國」等の注に、同文がみえる。

⑤ 傳是貪故也 孤之謂矣 孤實貪以禍夫子 夫子何罪 復使爲政

⑥ 明年の、秦と晉が彭衙で戦ったこと、のために傳したたのである。

〔文公二年〕

⑦ 經二年春王二月甲子晉侯及秦師戰于彭衙 秦師敗績

⑧ 孟明の名氏が（經に）あらわれていないのは、（執政とはいっても、正式な）命卿ではなかったからである。大敗した場合に「敗績」という（莊公十一年傳文）。馮翊の邵陽縣の西北部に彭衙城がある。

附下の傳文に「春秦孟明視帥師伐晉 以報轂之役」とある。

なお、襄公二十一年の傳文「庶其非卿也 以地來 雖賤

必書 重地也」の疏に引く『釋例』に「蜀之盟 齊國

之大夫 溴梁之盟 小邾之大夫 此不命一命之大夫 故

不書也 命者 謂其君正爵命之於朝 其宮室車旗衣服禮

儀 各如其命數 則皆以卿禮書之於經 衛之於晉 不得

比次國 則邾莒杞鄆之屬 固以微矣 此等諸國 當時附

隨大國 不得列於會者甚衆 及其得列 上不能自通於天

子 下無暇於備禮成制 故與於會盟戰伐甚多 唯曹之公

子首得見於經 其餘或命而禮儀不備 或未加命數 故皆不書之也 邾莒我之等 其奔亡亦多 所書唯數人而已

知其合制者少也 又邾庶其等 傳皆言 非卿 以地來雖賤 必書 紀裂繻來逆女 傳曰 卿爲君逆 知此等微

國亦應有卿 有卿則應書於經 徒以卑陋 制不合禮 失禮之例 紀降爲夷 華耦具官 君子貴之 至於此等 卿而不備禮 亦所以見其略賤也 諸儒以爲邾莒無命卿 既

自違傳 劉賈又云 春秋之序 三命以上 乃書於經 穎氏以爲再命稱人 傳曰 叔孫昭子三命 躒父兄 昭公十

年 昭子始加三命 而先此叔孫皆自見經 知所書皆再命

也」とあり、また、昭公十二年の傳文「季悼子之卒也

叔孫昭子以再命爲卿 及平子伐莒克之 更受三命」の疏

に引く『釋例』に「魯之叔孫父兄 再命而書於經 晉司

空亞旅 一命而經不書 推此知諸侯之卿大夫再命以上

皆書於經 自一命以下 大夫及士 經皆稱人 名氏不得

見也」とあるのを参照。

⑨ 經丁丑作僖公主

⑩ 主（位牌）には、殷人は栢を用い、周人は栗を用いた。

三年の喪がおわると、廟にうつし入れるのである。

附注の前半については、『論語』八佾に「哀公問社於宰我

宰我對曰 夏后氏以松 殷人以栢 周人以栗」とあり、

疏に「張包周本以爲哀公問主於宰我 先儒或以爲宗廟主者 杜元凱何休用之以解春秋 以爲宗廟主」とあるのを参照。

注の後半については、閔公二年「夏五月乙酉吉禘于莊公」の注に「三年喪畢 致新死者之主於廟」とあるのを参照。

經三月乙巳及晉處父盟

㊦ 處父は、晉の正卿でありながら、禮によって君を正すことが出来ず、(君命のままに) みづから公と盟ったから、その族〔陽〕をとり去ったのである。族をとり去れば、卿ではないから、(魯の) 微者についてのきまった言い方〔主語を省き、單に「及」と言うこと〕と組にし、直〔魯〕によって不直〔晉〕をおさえたのである。地をいっていないのは、晉の都で盟ったからである。

附注の「親與公盟」については、僖公二十九年の傳文に「在禮 卿不會公侯 會伯子男可也」とあるのを参照。

注の「微人常稱」については、莊公十六年「冬十有二月 會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男滑伯滕子同盟于幽」の注に「書會 魯會之 不書其人 微者也」とあり、また、同二十二年「秋七月丙申及齊高侯盟于防」の注に「高侯 齊之貴卿 而與魯之微者盟」とあるのを参照。なお、疏に「魯之賤人 不合書名 舉其所爲之事而已 言及不言

名 是微人之常稱也」とある。

注の「以直厭不直」については、下の傳文に「書曰及晉 處父盟 以厭之也」とあり、注に「厭猶損也 晉以非禮 盟公 故文厭之以示譏」とあるのを参照。

注の「不地者 盟晉都」については、僖公三十二年「秋 衛人及狄盟」の注に「不地者 就狄廬帳盟」とあるのを参照。

なお、疏に引く『釋例』に「隨此稱人 則所罪之名不章 故特書處父也」とある。

經夏六月公孫敖會宋公陳侯鄭伯晉士穀盟于垂隴

㊦ 「垂隴」は、鄭地である。焚陽縣の東部に隴城がある。士穀は、出て諸侯と盟い、衛との和平を手に入れたから、貴んで名氏を書いたのである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志一に「焚陽(中略)有隴城」とあるのを参照。

注の後半については、下の傳文に「公未至 六月穆伯會 諸侯及晉司空士穀盟于垂隴 晉討衛故也 書士穀 堪其事也(注 晉司空 非卿也 以士穀能堪卿事 故書) 陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說」とある。

經自十有二月不雨 至于秋七月

④傳はない。周正の七月は、今（夏正）の五月にあたり、（この月まで）雨がふらなければ、災害をもたらすのに充分なはずなのに、「旱」と書いていないのは、それでもなお、五穀に収穫があった、からである。

僖公三年の傳文に「春不雨 夏六月雨 自十月不雨 至于五月 不曰旱 不爲災也」とあり、注に「周六月 夏四月 於播種五稼無損」とあるのを参照。

經八月丁卯大事于大廟 躋僖公

⑤「大事」とは、禘のことである。「躋」は、升（のぼす）である。僖公は、閔公の庶兄だが、閔公を繼いで立つたから、廟での席次としては、閔公の下におかれるべきであるのに、今ここで、閔公の上に升したから、書いて譏ったのである。（實は）この時、まだ吉禘すべきではなかったのに、大廟で吉禘を舉行してしまったのだが、この（早すぎたという）點については、譏られるべきことが既に明らかだから（あらためて譏らず）、ただ、逆祀した（下の傳文）という點で、事を重大視して、表現を特別にした（「大事」と言った）のである。

傳注の「躋 升也」については、公羊傳文に「躋者何 升也」とあるのを参照。

注の「僖公 閔公庶兄云云」については、公羊傳文「先

禘而後祖也」の何注に「繼閔者在下 文公緣僖公於閔公爲庶兄 置僖公於閔公上 失先後之義 故譏之」とあるのを参照。

注の「時未應吉禘云云」については、閔公二年「夏五月乙酉吉禘于莊公」の注に「三年喪畢 致新死者之主於廟 廟之遠主 當遷入祧 因是大祭 以審昭穆 謂之禘 莊公喪制未闋 特別立廟 廟成而吉祭 又不於大廟 故詳書以示譏」とあり、また、傳に「夏吉禘于莊公 速也」とあるのを参照。なお、公羊の何注にも「不言吉禘者 就不三年 不復譏 略 爲下張本」とある。

なお、注全般については、疏に引く『釋例』に「文公二年 僖公之喪未終 未應行吉禘之禮 而於大廟行之 其譏已明 徒以躋僖而退閔 故特大其事異其文 定八年亦特書順祀 皆所以起非常也 有事于武宮及順祀 傳皆稱禘 則知大事有事于大廟 亦禘也」とあるのを参照。また、『漢書』五行志中之上に「左氏說曰 大廟 周公之廟 饗有禮義者也 祀 國之大事也 惡其亂國之大事於大廟 故言大事也 躋 登也 登釐公於愍公上 逆祀也 釐雖愍之庶兄 嘗爲愍臣 臣子一例 不得在愍上 又未三年而吉禘 前後亂賢父聖祖之大禮」とあるのを参照。

經冬晉人宋人陳人鄭人伐秦

④四人は、いづれもみな、卿である。秦の穆公が過ちを悔い、最後まで孟明を用いたから、四國の大夫（卿）を貶する（「人」と稱する）ことによって、秦伯を尊んだのである。

附下の傳文に「卿不書 爲穆公故 尊秦也 謂之崇德」とある。なお、疏に引く『釋例』に「秦伯終用孟明而致敗 敗而罪己 赦其闕而養其志 孟明增修其德以霸西戎 夫子嘉之 故於伐秦之役貶四國大夫 四國大夫奉君命而行 今以一義變例 故稱尊秦 謂之崇德 明罪不在四國大夫也」とあるのを参照。ちなみに、下の傳文に「秦伯猶用孟明 孟明增脩國政 重施於民」とあり、三年の傳文に「秦伯伐晉（中略）遂霸西戎 用孟明也」とある。

經公子遂如齊納幣

⑤傳に「禮にかなっている」とある。僖公の喪はこの年の十一月に終わるから、（禮にかなっているとすれば）「納幣」は、（喪があけた）十二月のことである。士の婚姻には六段階の儀禮があり、その第一は納采で、（以下、問名・納吉をへて）納徴に至って始めて玄（くろ）と纁（あか）の束帛を用いるが、諸侯の場合は、これを「納幣」という。その儀禮が士の儀禮と同じでないからである。（なお、ここで納幣したということはおそらく、

公が大夫の時（喪に入る前）に、既に婚姻の儀禮（の一部）を行っていたのであろう。

附注の「僖公喪終此年十一月」については、僖公三十三年

「十有二月公至自齊 乙巳公薨于小寢」の注に「乙巳十一月十二日 經書十二月 誤」とあるのを参照。

注の「士昏六禮云云」については、『儀禮』士昏禮に「昏禮 下達 納采用鴈（中略）賓執鴈 請問名（中略）納吉用鴈 如納采禮 納徴玄纁束帛儷皮 如納吉禮 請問用鴈（中略）主人爵弁纁裳緇紕（注 大夫以上 親迎冕服）」とあり、最初の「納採用鴈」の賈疏に「昏禮有六 五禮用鴈 納采問名納吉請問親迎 是也 唯納徴不用鴈 以其自有幣帛可執故也」とあるのを参照。また、『禮記』昏義に「是以昏禮納采問名納吉納徴請問 皆主人筵几於廟而拜迎於門外 入揖讓而升聽命於廟 所以敬慎重正昏禮也」とあるのを参照。

注の「蓋公爲大夫時 已行昏禮也」については、疏に「案士之昏禮 納采問名 同日行事 納采者 納其采擇之禮 主人既許 賓即問名 將歸卜其吉凶也 卜而得吉 又遣使納吉 如納采之禮 納吉之後 方始納徴 徴 成也 使使納幣 以成昏禮也 此納幣以前 已有三禮 須再度遣使 一月之内 不容三遣適齊 蓋公爲大夫時 已行昏禮 疑在僖公之世 已行納采納吉 今續而成之也」と

ある。

なお、疏に引く『釋例』に「諸侯昏禮」以士昏禮準之
不得唯止於納幣逆女 逆女納幣二事 皆必使卿行 卿
行則書之 他禮非卿 則不書也 宋公使華元來聘 聘不
應使卿 故傅但言聘共姬也 使公孫壽來納幣 納幣應使
卿 故傅明言得禮也 魯君之昏 亦唯存納幣逆女」とあ
る。

㊦二年春秦孟明視帥師伐晉 以報穀之役 二月晉侯禦之

先且居將中軍 趙衰佐之

㊧卻溱に代わったのである。

㊨僖公二十七年の傳文に「乃使卻穀將中軍 卻溱佐之」とある。

㊩王官無地御戎

㊪梁弘に代わったのである。

㊫僖公三十三年の傳文に「梁弘御戎」とあり、また、下の傳文に「戰于穀也 晉梁弘御戎」とある。

㊬狐鞠居爲右

㊭「鞠居」は、(下の)續簡伯である。

㊮甲子及秦師戰于彭衙 秦師敗績 晉人謂秦拜賜之師

㊯孟明が(かつて)「三年後には、君の恩恵に拜謝いたしまししょう」と言ったから、(その言葉を使って)嘲笑し

たのである。

㊰僖公三十三年の傳文に「孟明稽首曰(中略)若從君惠而免之 三年將拜君賜」とあり、注に「意欲報伐晉」とある。

㊱戰于穀也 晉梁弘御戎 萊駒爲右 戰之明日 晉襄公縛

秦囚 使萊駒以戈斬之 囚呼 萊駒失戈 狼臆取戈以斬

囚 禽之以從公乘 遂以爲右 箕之役

㊲「箕の役」は、僖公三十三年にある。

㊳僖公三十三年に「晉人敗狄于箕」とある。

㊴先軫黜之 而立續簡伯 狼臆怒 其友曰 盍死之 臆曰

吾未獲死所

㊵死ぬにふさわしい場所が見つからない、ということである。

㊶其友曰 吾與女爲難

㊷いっしょに先軫を殺そうとしたのである。

㊸臆曰 周志有之 勇則害上 不登於明堂

㊹「周志」は、周の書である。「明堂」は、祖廟であり、功を記録し、徳を順序づける場所であるから、不義の士

はのぼることが出来ないのである。

㊺注の「周志 周書也」については、僖公二十八年の傳文

「軍志曰」の注に「軍志 兵書」とあるのを参照。また、

襄公二十五年の傳文「仲尼曰 志有之」の注に「志 古

書」とあるのを参照。ちなみに、『逸周書』大匡解に「勇如害上 則不登于明堂」とある。

注の「明堂 祖廟也」については、疏に「鄭玄以爲 明堂在國之陽 與祖廟別處 左氏舊說 及賈逵盧植蔡邕服虔等 皆以祖廟與明堂爲一 故杜同之」とある。

注の「所以策功序德」については、桓公二年の傳文に「凡公行 告于宗廟 反行 飲至舍爵策勳焉 禮也」とあるのを参照。なお、異説として、『通典』卷第五十（功臣配享）に「魏高堂隆議曰（中略）周志曰 勇則害上不登於明堂 共用謂之勇 言有勇而無義 死不登堂而配食」とある。

㊦ 死而不義 非勇也 共用之謂勇

㊧ 「共用」とは、國の用（國に役立つこと）のために死ぬ、ということである。

㊨ 吾以勇求右 無勇而黜 亦其所也

㊩ 今ここで、死んでも不義であれば、（以前とは）かわつて、勇がないことになるから、退けられても當然である、ということである。

㊪ 謂上不我知 黜而宜 乃知我矣

㊫ 今ここで、黜けられても當然であれば、私はもはや、「上の者が私を理解してくれない」とは言えなくなる、ということである。

㊬ 子姑待之 及彭衙 既陳 以其屬馳秦師 死焉

㊭ 「屬」とは、自分に從屬する兵である。

㊮ 晉師從之 大敗秦師 君子謂 狼贖於是乎君子 詩曰

君子如怒 亂庶遄沮

㊯ 「詩」は、小雅（巧言）である。君子が怒れば、必ず亂を止める、ということである。「遄」は疾（すみやか）で、「沮」は止である。

㊰ 毛傳に「遄 疾 沮 止也」とあるのを参照。

㊱ 又曰 王赫斯怒 爰整其旅

㊲ 「詩」は、大雅（皇矣）である。文王は、赫然として怒ると、師旅を整えて亂を討った、ということである。

㊳ 毛傳に「旅 師」とあり、鄭箋に「文王赫然」とあるのを参照。

㊴ 怒不作亂 而以從師 可謂君子矣

㊵ 秦伯猶用孟明 孟明增脩國政 重施於民 趙成子言於諸大夫曰

㊶ 「成子」とは、趙衰のことである。

㊷ 『國語』晉語四「趙衰 其先君之戎御趙夙之弟也」の章

注に「趙衰 晉卿公明之少子成子衰也」とあるのを参照。

㊸ 秦師又至 將必辟之 懼而增德 不可當也 詩曰 毋念爾祖 聿脩厥德

㊤ 「詩」は、大雅（文王）である。祖先を念えば、當然、その徳をうけつぎ脩めて、顯揚するはずである、ということである。「母念」は、念である。

附毛傳に「無念 念也」とあり、また、「聿 述」とあるのを参照。なお、『漢書』東平思王劉宇傳に「母念爾祖 述修厥徳」とあり、また、『後漢書』呂強傳に「不念 爾祖 述脩厥徳」とある。

附孟明念之矣 念徳不忘 其可敵乎

㊦ 明年の「秦人伐晋」のために、傳したのである。

附丁丑作僖公主 書 不時也

㊧ 埋葬から十箇月もたっているから、「時節はずれ」と言っているのである。（作主の）例は、僖公三十三年にある。

附僖公三十三年の傳文に「凡君薨 卒哭而耐 耐而作主」とある。

傳晋人以公不朝來討 公如晋 夏四月己巳晋人使陽處父盟 公以恥之

㊨ 大夫に公と盟わせ、魯を辱しめようとしたのである。經には「三月乙巳」と書かれている。經か傳か（のどちらか）が誤っているに違いない。

附異説として、安井衡『左傳輯釋』に「經書魯侯如晋之日

故曰三月乙巳 傳公如晋三字 釋經所以書三月乙巳也 然後云夏四月己巳 乃書其盟日 杜不達傳意 疑經傳有誤 粗矣」とある。

傳書曰及晉處父盟 以厭之也

㊩ 「厭」は、損（おさえる）と同じである。晋が非禮によって公と盟ったから、表現の上でおさえて、譏っていることを示したのである。

附經の注に「處父爲晋正卿 不能匡君以禮 而親與公盟

故貶其族 族去則非卿 故以微人常稱爲耦 以直厭不直」とあるのを参照。

傳適晋不書 諱之也

㊪（經に）「公如晋」を書いていない、ということである。

傳公未至 六月穆伯會諸侯及晋司空士穀盟于垂隴 晋討衛 故也

㊫ 元年に衛人が晋を伐ったことをとがめたのである。「士穀」は、士蔞の子である。

傳書士穀 堪其事也

㊬ 晋の司空は卿ではないが、士穀が（司空の身で）卿のなすべき仕事をうまくこなしたから、書いたのである。

附莊公二十六年の傳文「春晋士蔞爲大司空」の注に「大司

空 卿官」とあるのを参照。また、成公二年の傳文「司馬司空與帥候正亞旅皆受一命之服」の注に「晉司馬司空皆大夫」とあるのを参照。

團陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說

⑤陳は始め、衛と相談して、強行策で免がれることが出ると言ったが、今ここで、晉が（依然として）許さないので、策をかえて孔達を執え、それによってどうにか免がれたのである。

附元年の傳文に「衛人使告于陳 陳共公曰 更伐之 我辭之（注 見伐求和 不競大甚 故使報伐 示己方足以距晉） 衛孔達帥師伐晉」とある。

團秋八月丁卯大事于大廟 躋僖公 逆祀也

⑥僖公は、閔公の兄であって、（本來）父子とは言えないが、かつて臣であったから（父子も同然で）、位次としては、下に在るはずなのに、（今ここで）閔公の上になすえたから、「逆祀」と言っているのである。

附經の注に「僖公 閔公庶兄 繼閔而立 廟坐宜次閔下

今升在閔上 故書而譏之」とあり、下の傳文「子雖齊聖 不先父食久矣」の注に「臣繼君 猶子繼父」とある。

なお、『漢書』五行志中之上に「釐雖愍之庶兄 嘗爲愍臣 臣子一例 不得在愍上」とあり、公羊の何注に「僖

公以臣繼閔公 猶子繼父 故閔公於文公 亦猶祖也 自先君言之 隱桓及閔僖 各當爲兄弟 顧有貴踐耳 自繼代言之 有父子君臣之道」とあり、『國語』魯語上「宗有司曰 非昭穆也」の章注に「僖爲閔臣 臣子一例而升閔上」とあり、『晉書』禮志中に「穆帝崩 哀帝立 帝於穆帝爲從父昆弟（中略）尙書僕射江彪等四人並云 閔僖兄弟也 而爲父子 則哀帝應爲帝嗣」とあるのを参照。ただし、この注の「不得爲父子」と『晉書』禮志中の「爲父子」とは、表現が正反對である。この點については、異論もあるうが、今ここでは、とりあえず、前者は事實を、後者は理念を述べたもの、と解しておく。なお、疏には「禮 父子異昭穆 兄弟昭穆同 故僖閔不得爲父子 同爲穆耳 當閔在僖上 今升僖先閔 故云逆祀 二公位次之逆 非昭穆亂也」とある。定公八年「從祀先公」の注に「從 順也 先公 閔公僖公也 將正二公之位次 所順非一 親盡 故通言先公」とあることからすれば、疏のように推論することも可能かも知れないが（ちなみに、『禮記』禮器の疏には「服氏云 自躋僖公以來 昭穆皆逆」とある）、杜預が「昭穆」について全く言及していない以上、にわかには従い難い。今かりに、疏に従うとすると、注の意味は「僖公は、閔公の兄であって、父子とは言えない（から、昭穆を逆にしたということ」

はない。(ただ)かつて臣であったため、位次としては、下にいるはずなのに、(今)ここで、閔公の上にすえたから、(その點で)『逆祀』と言っているのである」ということになる。

團於是夏父弗忌爲宗伯

⑤「宗伯」は、宗廟の昭穆の禮をつかさどる(官である)。

附『周禮』小宗伯に「辨廟祧之昭穆」とあるのを参照。また、『國語』魯語上「夏父弗忌爲宗」の章注に「宗 宗伯 掌國祭祀之禮也」とあるのを参照。

團尊僖公 且明見曰 吾見新鬼大故鬼小

⑥「新鬼」とは、僖公のことで、兄である上に、死んだ時、年が長じていた。「故鬼」とは、閔公のことで、死んだ時、年少であった。弗忌は、自分が見たことをはっきり言ったのである。

附注の「閔公 死時年少」については、閔公二年の傳文「初公傳奪于齡田 公不禁」の注に「公即位 年八歲」とあるのを参照。

注の「弗忌明言其所見」については、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「明見 明白見之也」とある。

團先大後小 順也 躋聖賢 明也

⑦さらに、僖公を聖賢としたのである。

團明順 禮也 君子以爲失禮 禮無不順 祀 國之大事也

而逆之 可謂禮乎 子雖齊聖 不先父食久矣

⑧「齊」は、肅である。臣(僖公)が君(閔公)を繼ぐのは、子が父を繼ぐのと同じである。

附『詩』大雅〈思齊〉「思齊大任 文王之母」の毛傳に「齊 莊」とあるのを参照。また、公羊の何注に「僖公以臣

繼閔公 猶子繼父」とあるのを参照。

團故禹不先鯀 湯不先契

⑨「鯀」は、禹の父である。「契」は、湯の十三代先の祖である。

附注の「鯀 禹父」については、僖公三十三年の傳文「舜之罪也殛鯀 其舉也與禹」の注に「禹 鯀子」とある。なお、その附を参照。

注の「契 湯十三世祖」については、『史記』殷本紀に「契卒 子昭明立 昭明卒 子相土立 相土卒 子昌若立 昌若卒 子曹圍立 曹圍卒 子冥立 冥卒 子振立 振卒 子微立 微卒 子報丁立 報丁卒 子報乙立 報乙卒 子報丙立 報丙卒 子主壬立 主壬卒 子主癸立 主癸卒 子天乙立 是爲成湯」とあるのを参照。

團文武不先不啻

⑩「不啻」は、后稷の子である。

附『史記』周本紀に「后稷卒 子不啻立」とあるのを参照。

また、『國語』周語上「我先王不啻用失其官」の章注に

「不啻 棄之子也」とあるのを参照。
 なお、疏に「服虔云 周家祖后稷以配天 明不可先也
 故言不先不啻 禹湯 異代之王 故言不先鯀契也」とあ
 る。

㊦ 宋祖帝乙 鄭祖厲王 猶上祖也

㊧ 「帝乙」は、微子の父であり、「厲王」は、鄭の桓公の父である。二國は、帝乙と厲王が不肖であったことをかえりみず、(不肖でも)なお尊んでいるのである。

附注の「帝乙 微子父」については、『史記』股本紀に「帝乙長子曰微子啓」とあり、同宋世家に「微子開者 殷帝乙之首子而帝紂之庶兄也」とあるのを参照。

注の「厲王 鄭桓公父」については、『史記』鄭世家に「鄭桓公友者 周厲王少子而宣王庶弟也」とあるのを参照。また、『國語』鄭語「桓公爲司徒」の章注に「桓公 鄭始封之君 周厲王之少子 宣王之弟桓公友也」とあるのを参照。

注の「二國不以帝乙厲王不肖云云」については、異説として、楊伯峻「春秋左傳注」に「宋始封於微子 鄭始封於桓公 然而合食之時 微子猶不能先於帝乙 桓公猶不能先於厲王 始封之君猶且尊尙其父祖 故云猶上祖也 上同尙 杜注解猶字云 二國不以帝乙厲王不肖而猶尊尙之 厲王可云不肖 而帝乙 據尙書多士 自成湯至於帝

乙 罔不明德恤祀 則帝乙未必不肖 杜注難從」とある。
 ㊨ 是以魯頌曰 春秋匪解 享祀不忒 皇皇后帝 皇祖后稷
 ㊩ 「忒」は、差(たがう)である。「皇皇」は、美である。

「后帝」は、天である。詩は、僖公が、上天を郊祭し、后稷を配祀した、ことを頌したのである。

附注の「忒 差也」については、『易』〈觀〉卦の彖傳「觀天之神道而四時不忒」の虞注に「忒 差也」とあるのを参照。

注の「皇皇 美也」については、『詩』魯頌〈泮水〉「烝烝皇皇 不吳不揚」の毛傳に「皇皇 美也」とあるのを参照。

注の「后帝 天也」については、『詩』魯頌〈閟宮〉「皇皇后帝」の鄭箋に「皇皇后帝 謂天也」とあるのを参照。注の「詩頌僖公郊祭上天配以后稷」については、上にあげた鄭箋のつづぎに「成王以周公功大 命魯郊祭天 亦配之以君祖后稷」とあるのを参照。また、〈閟宮〉の序に「閟宮 頌僖公能復周公之宇也」とあるのを参照。なお、襄公七年の傳文に「夫郊祀后稷 以祈農事也」とあり、注に「郊祀后稷 以配天」とある。

㊪ 君子曰禮 謂其后稷親而先帝也

㊫ 「先帝」とは、詩が先に「帝」を稱している、ということである。

團詩曰 問我諸姑 遂及伯姊

㊤ 「詩」は、邶風（泉水第二章）である。衛の女が、（里に）歸りたいと思つても、歸れないので、姑（おば）や姉（あね）に相談することを願つたものである。

附『詩』邶風（泉水）の序に「泉水 衛女思歸也 嫁於諸侯 父母終 思歸寧而不得 故作是詩以自見也」とあるのを参照。また、〈泉水〉の第一章に「變彼諸姬 聊與之謀」とあり、毛傳に「聊 願也」とあるのを参照。

團君子曰禮 謂其姊親而先姑也

㊤ 僖公が（血筋としてごく）近く文公の父であるため、夏父弗忌は、時君（文公）の機嫌をとろうとして、時君に近い方（僖公）を先にしたから、傳は、この二つの詩によつて、その心意を深く責めたのである。

附『史記』魯世家に「三十三年釐公卒 子興立 是爲文公」とあるのを参照。また、『國語』魯語上「文公欲弛孟文子之宅」の章注に「文公 魯僖公之子文公興也」とあるのを参照。

團仲尼曰 臧文仲 其不仁者三 不知者三 下展禽

㊤ 「展禽」とは、柳下惠のことである。文仲は、柳下惠が賢であることを知っていながら、下位に置いた。（仁者）は、自分が立ちたいと思つた時、人を立ててやるものである。

附『論語』衛靈公に「子曰 臧文仲其竊位者與 知柳下惠之賢而不與立也」とあり、〈集解〉に「孔曰 柳下惠 展禽也 知賢而不舉 是爲竊位」とあるのを参照。また、同雍也に「子曰（中略）夫仁者 己欲立而立人」とあるのを参照。

團廢六關

㊤ 塞關・陽關などの、全部で六つである。關は、商人（が）むやみに出入するのをさしとめるための（大切な）ものなのに、それを撤廢してしまったのである。

附注の前半については、昭公五年の傳文に「孟仲之子殺諸塞關之外（注 齊魯界上關）」とあり、襄公十七年の傳文に「師自陽關逆臧孫」とある。

注の後半については、『漢書』食貨志上に引く賈誼（論積貯疏）に「今毆民而歸之農 皆著於本 使天下各食其力 未技游食之民轉而緣南嶠 則畜積足而人樂其所矣」とあり、『新書』瑰璋に「夫奇巧未技 商販游食之民」とあるのを参照。また、『漢書』龔遂傳に「遂見齊俗奢侈 好未技 不田作 乃躬率以儉約 勸民務農桑」とあるのを参照。また、荀悅『申鑒』時事に「去浮華 舉功實 絕未技 同本務 則事業修矣」とあるのを参照。また、『周禮』司關に「司貨賄之出入者 掌其治禁與其征廛」とあるのを参照。なお、異説として、惠棟『春秋左

傳補註』に「家語云 置六關 王肅曰 六關 關名 魯本無此關 文仲置之 以稅行者 故云不仁 棟案 廢與置古字通 公羊傳曰 去其有聲者 廢其無聲者 鄭志答張逸曰 廢 置也 (何休曰 廢 置也 置者 不去也 齊人語) 以廢爲置 猶以亂爲治 但爲存 故爲今 曩爲 曩 苦爲快 臭爲香 藏爲去 郭璞所謂詰訓義有反覆旁通 美惡不嫌同名也 杜氏云 六關 所以禁絕末遊 而廢之 周禮建國有門關 關安可廢 況後傳塞關陽關皆有明文 豈旋廢之而旋復之與 杜氏此說味于義矣 小爾雅亦以廢爲置 杜集解頗用孔鮒之說 獨不及此 何也」とある。

團 妾織蒲 三不仁也

㊤ 家人 (召使) に席 (むしろ) を (織って) 販賣させた。

(つまり) 民と利を争った、ということである。

附 『孔子家語』顔回「妾織席」とあり、注に「傳曰織蒲

蒲 席也 言文仲爲國爲家 在於貪利也」とあるのを

参照。また、『史記』循吏傳に「使食祿者不得與下民爭利 受大者不得取小」とあるのを参照。また、『漢書』食貨志上に「毋與民爭利」とあるのを参照。また、隱公五年の公羊傳文「美大之之辭也」の何注に「公去南面之位 下與百姓爭利」とあるのを参照。

團 作虛器

㊤ 蔡 (守龜) を所藏し、節 (柱頭のますがた) に山の模様を刻み、稅 (梁の上の短柱) に水草の模様を畫いた、ことをいう。器物はあつても、それにふさわしい位がないから、「虚」と言っているのである。

附 『論語』公冶長に「子曰 臧文仲居蔡 山節藻稅 何如其知也」とあり、《集解》に「包曰 (中略) 蔡 國君之守龜 出蔡地 因以爲名焉 長尺有二寸 居蔡 僭也 節者 桷也 刻鏤爲山 稅者 梁上楹 畫爲藻文 言其奢侈」とあるのを参照。また、『孔子家語』顔回「設虛器」の注に「居蔡 蔡 天子之守龜 非文仲所有 故曰虛器也」とあるのを参照。なお、襄公二十三年の傳文に「且致大蔡焉 (注 大蔡 大龜) 」とあり、また、『漢書』食貨志下に「元龜爲蔡 非四民所得居」とあり、また、『孔子家語』好生に「臧氏家有守龜焉 名曰蔡」とあるのも参照。

團 縱逆祀

㊤ 夏父が僖公をのぼすのを許した。

附 『孔子家語』顔回「縱逆祀」の注に「夏父弗忌爲宗伯

躋僖公於閔公之上 文仲縱而不禁也」とあるのを参照。團祀爰居 三不知也

㊤ 「爰居」という海鳥が、魯の東門の外に止まったとき、文仲は (わけもわからずに) 神とみなし、國人に命じて

それを祀らせた。

附『國語』魯語上に「海鳥曰爰居 止於魯東門之外三日 臧文仲使國人祭之」とあり、韋注に「文仲不知 以爲神也」とあるのを参照。また、『孔子家語』顔回に「祠海鳥」とあり、注に「海鳥止于魯東門之上 文仲不知而令國人祠之 是不智也」とあるのを参照。

圃冬晉先且居宋公子成陳轅選鄭公子歸生伐秦 取汪及彭衡而還 以報彭衡之役 卿不書 爲穆公故 尊秦也 謂之崇德

圃襄仲如齊納幣 禮也 凡君即位 好舅甥 脩昏姻 娶元妃以奉粢盛 孝也

⑤諒闇（心喪）が終わると、内外とよしみを通じ、内外の禮が始めてととのう、ことをいう。（つまり）ここ（の「即位」）は、（踰年の即位ではなく）除凶（三年の喪が終わった後）の即位であり、即位すると、卿を派遣して、舅甥の關係の國とよしみをかさね、禮を脩めて、婚姻するのである。「元妃」は、嫡夫人である。「粢盛をささげる」とは、祭祀にそなえるのである。

附注の「諒闇既終」については、隱公元年の傳文「弔生不及哀」の注に「諸侯已上 既葬 則縗麻除 無哭泣 諒

闇終喪」とあるのを参照。

注の「嘉好之事」については、昭公三十年の傳文に「唯嘉好聘享三軍之事於是乎使卿」とあり、また、定公四年の傳文に「若嘉好之事（注 謂朝會） 君行師從 卿行旅從」とある。

注の「此除凶之即位也」については、元年「春王正月公即位」の注に「先君未葬而公即位 不可曠年無君」とあり、疏に引く『釋例』に「遭喪繼立者 每新年正月 必改元正位 百官以序 故國史書即位於策以表之 文公成公 先君之喪未葬 而書即位 因三正之始 明繼嗣之正 表朝儀以同百姓之心 此乃國君明分制之大禮 譬周康王麻冕黼裳以行事 事畢然後反喪服也 雖踰年行即位之禮 名通於國內 必須既葬卒哭 乃免喪 古之制也」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「如除凶之即位 則杜所持謬論 今置而不辨」とある。

注の「元妃 嫡夫人」については、昭公八年の傳文「陳哀公元妃鄭姬生悼大子偃師」の注に、同文がみえる。注の「奉粢盛 供祭祀」については、閔公二年の傳文に「大子奉冢祀社稷之粢盛」とあるのを参照。

圃孝 禮之始也

〔文公三年〕

經三年春王正月叔孫得臣會晉人宋人陳人衛人鄭人伐沈 沈潰

④傳例に「民が上の者から逃げるのを『潰』という」とある〔下の傳文〕。「沈」は、國名である。汝南の平輿縣の北部に沈亭がある。

附『續漢書』郡國志二に「汝南郡（中略）平輿有沈亭 故國 姬姓」とあるのを参照。

經夏五月王子虎卒

④爵を書いていないのは、天王が赴告してきたからである。翟泉の盟は（王子虎が）勝手に王命を假りたものである。にもかかわらず、周王は、そのまま同盟の例によって、（王子虎の）ために赴告してきた（から、名を書いていない）のである。

附注の前半については、疏に「不書爵者 畿内之國 不得外交諸侯 其臣不敢赴魯 必天子爲之赴 赴以王子爲親 不復言其爵也」とある。

注の後半については、僖公二十九年に「夏六月會王人晉人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉」とあり、傳に「夏公會王子虎晉狐偃宋公孫固齊國歸父陳轅濤塗秦小子憖盟于翟泉」とある。なお、襄公三年「六月公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光 己未同盟于雞澤」の疏に引

く『釋例』に「翟泉之盟 子虎在列 君子以爲 非天子之命 虧上下常節 故不存魯侯 而人子虎 以示篤戒也」とあるのを参照。また、隱公七年の傳文に「凡諸侯同盟 於是稱名 故薨則赴以名」とあり、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。

經秦人伐晉

④晉人が、出撃しなかったことを恥じ、（敵を）微者として赴告してきたのである。

附下の傳文に「秦伯伐晉 濟河焚舟 取王官及郊 晉人不出」とある。

經秋楚人圍江

經雨螽于宋

④上から落ち、雨に似ていた（から、「雨」と言っている）のである。宋人が、その死を、天の助けを得たものと思いい、喜んで赴告してきたから、書いたのである。

附下の傳文に「隊而死也」とある。なお、『漢書』五行志中之下に「劉歆以爲 螽爲穀災 卒遇賊陰 隊而死也」とあるのを参照。

經冬公如晉 十有二月己巳公及晉侯盟

經晉陽處父帥師伐楚以救江

傳三年春莊叔會諸侯之師伐沈 以其服於楚也 沈潰 凡民

逃其上曰潰 在上曰逃

⑤「潰」とは、たまった水が堰を切つてあふれ出るように、衆人がちりちりに流亡するのであり、自分からくずれる様子である。(また)國君がすばやく逃げ去り、羣臣が誰も知らされていない、というのは、匹夫が逃げかくれるのと異ならない。だから、衆人については「潰」といい、上の者については「逃」という。(つまり)それぞれ、類似のもの(たまった水と匹夫)によって言うのである。

附疏に引く『釋例』に「衆保於城 城保於德 言上能以德附衆 以功庇下 民信其德 恃其固 故能交相依懷 以衛社稷 苟無固志 盈城之衆 一朝而散 如積水之敗 故曰潰 潰者 衆散流遁之辭也 國君而逃師棄盟 違其典儀 棄其車服 羣臣不知其謀 社稷不保其安 此與匹夫逃竄無異 是以在衆爲潰 在君爲逃 以別上下之名 無取於別國邑也 賈穎以爲 舉國曰潰 一邑曰叛 案左

氏無此義也 傳曰 陳侯如楚 慶氏以陳叛 此則舉國不
必言潰也 叛者 舉城而屬他 非民潰之謂也」とあり、
また、「例之潰逃 指爲一國一軍一邑 君民相須爲用
變文以別之也 鄭詹見囚於齊 自齊逃來 此爲逸囚 無
不可逃 春秋指事而書 所謂民逃 非在上之逃也 而賈
氏復申以入例 亦不安也」とある。

傳衛侯如陳 拜晉成也

⑥二年に、陳侯が衛のために晉に和平を請願してくれた(からである)。

附二年の傳文に「陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說」とある。

傳夏四月乙亥王叔文公卒 來赴 弔如同盟 禮也

⑦王子虎が僖公と翟泉で同盟し、文公は同盟した相手(僖公)の子であるから、名をもって赴告してきたのである。

傳は、王子虎(王叔)が、諸侯とは異なり、しかも、文公(自身)とは盟っていないから、ここで體例をはっきり示したのである。經が(傳と違って)、「五月」と書き、しかも、日を書いていないのは、赴告に従ったのである。

附隱公七年の傳文に「凡諸侯同盟 於是稱名 故薨則赴以名」とあり、僖公二十三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とあるのを参照。なお、僖公三十二年「夏

四月己丑鄭伯捷卒」の注に「三同盟」とあり、疏に「捷以莊二十二年卽位 至此 與魯十餘同盟 言三同盟者 但杜數同盟不例 若同盟少者 數先君之盟 或數大夫之盟 或數經不書盟而傳載盟者 若同盟多者 唯數今君 或就今君之中數其大會盟之顯著者」とあるのも参照。

團秦伯伐晉 濟河焚舟

㊦ 必死の覺悟を示したのである。

團取王官及郊

㊧ 「王官」・「郊」は、晉地である。

附『史記』秦本紀「取王官及鄙」の〈集解〉に「服虔曰 皆晉地 不能有」とあるのを参照。

團晉人不出 遂自茅津濟 封殺尸而還

㊨ 「茅津」は、河東の大陽縣の西部にあつた。「封」とは、埋藏したのである。

附注の前半については、『續漢書』郡國志一に「河東郡（中略）大陽（中略）有茅津」とあるのを参照。

注の後半については、『易』繫辭下傳「不封不樹」の處注に「穿土稱封 封 古穿字也」とあるのを参照。なお、

異説として、『史記』秦本紀「封殺中尸」の〈集解〉に「賈逵曰 封 識之」とある。

團遂霸西戎 用孟明也 君子是以知秦穆之爲君也 舉人之

周也

㊩ 「周」は、備である。たった一つの惡に偏執して、その他の善までも棄てる、ようなことはしなかつた、ということである。

附注の「周 備也」については、『史記』秦本紀「秦穆公之與人周也」の〈集解〉に「服虔曰 周 備也」とあるのを参照。

注の「不偏以一惡棄其善」については、僖公三十三年の傳文「詩曰 采芣采芣 無以下體 君取節焉可也」の注に「芣菲之榮 上善下惡 食之者 不以其惡而棄其善 言可取其善節」とあるのを参照。

傳文の「秦穆公」の「公」は、按勘記に従つて、衍文とみなす。なお、王引之『經義述聞』に「按勘記曰 石經無公字 足利本亦無 案下文云 秦穆有焉 四年傳 其秦穆之謂矣 六年傳 秦穆之不爲盟主也宜哉 皆無公字 諸刻本有者 疑衍文 家大人曰 此說是也 秦穆之稱亦猶齊桓晉文 後人不知古人省文之例 故輒加公字耳 太平御覽人事部八十三 治道部十一 引此皆無公字」とある。

團與人之壹也

㊪ 「壹」とは、二心が無かつた、ということである。

附成公十三年の傳文に「君有二心於狄（中略）是用宣之

以懲不壹」とあるのを参照。

㊦ 孟明之臣也 其不解也 能懼思也 子桑之忠也 其知人也 能舉善也

㊧ 「子桑」は、公孫枝で、孟明を推舉した者である。

附 僖公九年の傳文「公謂公孫枝曰」の注に「公孫枝 秦大夫子桑也」とあるのを参照。なお、韋大炎『春秋左傳讀』に「呂覽慎人云 百里奚之未遇時也 亡虢而虜晉 飯牛於秦 傅鬻以五羊之皮 公孫枝得而說之 獻諸繆公 三日請屬事焉 繆公曰 買之五羊之皮而屬事焉 無乃天下笑乎 公孫枝對曰 信賢而任之 君之明也 讓賢而下之 臣之忠也 君爲明君 臣爲忠臣 彼信賢 境內將服 敵國且畏 夫誰暇笑哉 繆公遂用之 謀無不當 舉必有功 韓非說林上亦云 公孫支自刎而尊百里 然則子桑乃舉百里奚者 孟明卽奚之子 一舉而得賢二世 故此傳亦以孟明成功歸功子桑」とある。

傳 詩曰 于以采芣 于沼于沚 于以用之 公侯之事 秦穆有焉

㊨ 「詩」は、國風（召南〈采芣〉）である。沼や沚の芣（しろよもぎ）は、きわめて粗末なものだが、それでもなお、探って公侯に供える、ということであり、これによって、秦の穆公が、どんな小さな善でもとり残さなかった、ことを喻えたのである。

附 毛傳に「公侯夫人 執芣采以助祭 神饗德與信 不求備焉 沼沚谿澗之草 猶可以薦」とあるのを参照。また、

隱公三年の傳文に「苟有明信 澗谿沼沚之毛 蘋蘩蕓藻之菜 筐筥錡釜之器 潢汙行潦之水 可薦於鬼神 可羞於王公（中略）風有采芣采蘋 雅有行葦洞酌 昭忠信也」とあり、注に「明有忠信之行 雖薄物 皆可爲用」とあるのを参照。

傳 夙夜匪解 以事一人 孟明有焉

㊩ 「詩」は、大雅（烝民第四章）である。仲山甫をほめたものである。「一人」とは、天子のことである。

附 注の「美仲山甫也」については、〈烝民〉の第二章に「仲山甫之德 柔嘉維則」とあるのを参照。なお、詩序には「烝民 尹吉甫美宣王也 任賢使能 周室中興焉」とある。

注の「一人 天子也」については、鄭箋に「一人 斥天子」とあるのを参照。

傳 詒厥孫謀 以燕翼子 子桑有焉

㊪ 「詒」は遺（のこす）であり、「燕」は安であり、「翼」は成である。「詩」は、大雅（文王有聲第八章）である。武王が、よくその子孫に善謀をのこして、子孫を安定させた、ことをほめたものである。（つまり）子桑には、「よい人物を推舉する」という謀があった、ということ

である。

附注の「詒 遺也」については、『詩』邶風〈雄雉〉「自詒伊阻」の毛傳に「詒 遺」とあるのを参照。なお、この詩の鄭箋には「詒猶傳也」とある。

注の「燕 安也」については、毛傳に「燕 安」とあるのを参照。

注の「翼 成也」については、『國語』魯語上「鳥翼穀卵」の章注に「翼 成也」とあるのを参照。

注の「美武王能遺云云」については、第八章の下句に「武王烝哉」とあるのを参照。なお、詩序には「文王有聲 繼伐也 武王能廣文王之聲 卒其伐功也」とある。

團 秋雨蝨于宋 隊而死也

蝨が宋に飛來し、地に落ちて死んだのであり、雨のようであった。

附經の注に「自上而墮 有似於雨」とあるのを参照。

團 楚師圍江 晉先僕伐楚以救江

晉の「救江」が「雨蝨」の下にあるから、(本來、上にある)「圍江」の經も、それに従って、(傳では)「雨蝨」の下に置い(て解説し)たのである。

附疏に「不進救江於前 而退圍江於下」とある。

團 冬晉以江故告于周

天子の威を假りて楚を伐とうとしたのである。

團 王叔桓公晉陽處父伐楚以救江

「桓公」は、周の卿士で、王叔文公(王子虎)の子である。桓公を(經に)書いていないのは、威光を示しただけで、自身では伐たなかった、からである。

團 門于方城 遇息公子朱而還

「子朱」は、楚の大夫で、江討伐の將帥である。晉の師が發動したと聞き、江の圍みをといたから、晉もまた、ひきあげたのである。

團 晉人懼其無禮於公也 請改盟

「改盟」とは、二年の處父との盟を改める、ということである。

附二年に「三月乙巳及晉處父盟」とあり、傳に「晉人以公

不朝來討 公如晉 夏四月己巳晉人使陽處父盟公以恥之」とあり、注に「使大夫盟公 欲以恥辱魯也」とある。

團 公如晉 及晉侯盟 晉侯饗公 賦菁菁者莪

「菁菁者莪」は、『詩』の小雅である。その中の「君子に會うと、(君子は)樂しみつつ、しかも、禮儀正しい」という一節に(意を)取ったのである。

附すぐ下の傳文に「小國受命於大國 敢不愼儀 君貺之以

大禮 何樂如之 抑小國之樂 大國之惠也」とあるのを参照。

團 莊叔以公降拜

㊦ 晉侯が公を君子になぞらえたことに拜謝したのである。

團 曰 小國受命於大國 敢不慎儀 君貺之以大禮 何樂如

之 抑小國之樂 大國之惠也 晉侯降 辭

㊦ 階を降りて、公に譲った（公の拜謝をことわった）のである。

團 登 成拜

㊦ つれだって、もう一度のぼり、拜禮を完成させたのである。

附 『儀禮』燕禮に「賓降 西階下再拜稽首 公命小臣辭

賓升 成拜」とあり、注に「升成拜 復再拜稽首也 先

時君辭之 於禮若未成然」とあるのを参照。

團 公賦嘉樂

㊦ 「嘉樂」は、『詩』の大雅である。その中の「光りかがやく令徳は、民（庶民?）」にも人（士大夫?）」にも適切で、天から福祿を受ける」という一節に、意を取ったのである。

附 毛傳に「宜民宜人 宜安民宜官人也」とあり、鄭箋に「安

民官人 皆得其宜」とあるのを参照（ただし、杜預がこれに従っているかどうかは、不明）。

〔文公四年〕

經 四年春公至自晉

㊦ 傳はない。

經 夏逆婦姜于齊

㊦ 「婦」と稱しているのは、姑がいるという表現である。

附 僖公二十五年「宋蕩伯姬來逆婦」の注に「稱婦 姑存之辭」とある。なお、その附を参照。また、襄公二年の傳

文に「婦 養姑者也」とあるのを参照。

經 狄侵齊

㊦ 傳はない。

經 秋楚人滅江

㊦ 「滅」の例は、十五年にある。

附 十五年の傳文に「凡勝國曰滅之」とあり、注に「勝國 絕其社稷 有其土地」とある。

なお、注の「文十五年」の「文」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

經 晉侯伐秦

經衛侯使甯俞來聘

經冬十有一月壬寅夫人風氏薨

④ 僖公の母で、風姓である。同盟國に赴告し、姑に耐祭したから、「夫人」と稱しているのである。

附隱公三年の傳文に「夏君氏卒 聲子也 不赴於諸侯 不反哭于寢 不耐于姑 故不曰薨 不稱夫人 故不言葬」とあり、注に「夫人喪禮有三 薨則赴於同盟之國 一也 既葬 日中自墓反 虞於正寢 所謂反哭于寢 二也 卒哭而耐於祖姑 三也 若此 則書曰夫人某氏薨 葬我小君某氏 此備禮之文也」とあるのを参照。

なお、疏に引く『釋例』に「凡妾子爲君 其母猶爲夫人 雖先君不命其母 母以子貴 其適夫人薨 則尊得加於臣子 内外之禮皆如夫人矣 故妣氏之喪 責以小君不成 成風之喪 王使會葬 傳曰 禮也」とある。

傳四年春晉人歸孔達于衛 以爲衛之良也 故免之

⑤ 二年に、衛は、孔達を執えて、晉に言いわけしたのである。

附二年の傳文に「陳侯爲衛請成于晉 執孔達以說」とある。

傳夏衛侯如晉拜

④ 孔達を歸してくれたことに拜謝したのである。

傳曹伯如晉會正

④ 「會正」とは、會して貢賦の政（割當て）を受けたのである。傳は、（晉の）襄公がよく文公の霸業をうけつぎ、諸侯が服従した、ことを言っているのである。

附下の傳文「昔諸侯朝正於王」の注に「朝而受政教也」とあるのを参照。

傳逆婦姜于齊 卿不行 非禮也

④ 禮では、諸侯に事情があれば、卿に迎えに行かせる。

附桓公三年「公子翬如齊逆女」の注に「禮 君有故 則使

卿逆」とあるのを参照。また、莊公二十四年「夏公如齊 逆女」の注に「親逆 禮也」とあるのを参照。

傳君子是以知出姜之不允於魯也

④ 「允」は、信である。始め来たときに尊ばれなかったから、最後まで國人に敬信されなかったのである。文公が薨すると、追い出されたから、「出姜」と言っているのである。

附注の「允 信也」については、十八年の傳文「齊聖廣淵 明允篤誠 天下之民謂之八愷」等の注に、同文がみえる。

なお、『爾雅』釋詁・『說文』等にも、「允 信也」とあ

る。

注の「故終不爲國人所敬信也」については、すぐ下の傳文に「棄信而壞其主」とあり、また、「敬主之謂也」とあるのを参照。なお、異説として、章太炎『春秋左傳讀』に「下文之棄信而壞其主及敬主之謂也 皆指此逆 時言此不允於魯 則卜其後曰 若以允爲敬信 則此時已不敬信矣 何待言是以知乎 允當借爲遂（中略）此謂出姜不終於魯 還復歸齊耳 允又與駿通（中略）不駿於魯 亦謂子孫不長茂於魯也 下文云 在國必亂 在家必亡 不允宜哉 是其誼也」とある。

注の「文公薨而見出」については、十八年に「夫人姜氏歸于齊」とあり、傳に「大歸也」とある。

傳曰 貴聘而賤逆之

㊤（二年に）公子遂が納幣したのが、「貴人が聘した」ということである。

傳君而卑之 立而廢之

㊤「君」とは、小君（夫人）である。（ここで）夫人の禮によつて迎えなかつたのが、「卑しめ」・「廢した」ということである。

附『詩』鄘風〈鶉之奔奔〉「人之無良 我以爲君」の毛傳に「君 國小君」とあるのを参照。

傳棄信而壞其主 在國必亂 在家必亡

㊤「主」とは、内主（夫人）である。

附昭公三年の傳文に「撫有晉國 賜之内主」とある。

傳不允宜哉 詩曰 畏天之威 于時保之 敬主之謂也

㊤「詩」は、頌（周頌〈我將〉）である。天の威を畏れ、かくして福祿を保つ、ということである。

附鄭箋に「于 於 時 是也」とあるのを参照。また、この詩の上前句に「伊嘏文王」とあり、鄭箋に「受福曰嘏」とあるのを参照。

傳秋晉侯伐秦 圍邠新城 以報王官之役

㊤「邠」・「新城」は、秦の邑である。「王官の役」は、前年にある。

附三年の傳文に「秦伯伐晉 濟河焚舟 取王官及邠」とある。なお、『史記』晉世家「晉伐秦 取新城」の〈集解〉に「服虔曰 秦邑 新所作城也」とあるのを参照。

傳楚人滅江 秦伯爲之降服 出次 不舉 過數

㊤「降服」とは、素服（白ぎぬの服）を身につけたのである。「出次」とは、正寝を避けたのである。「不舉」とは、豪華な食事をやめたのである。（「過數」とは）鄰國がとるべき禮にはきまりがあるのに、今ここで、秦伯はそれを超過したのである。

附注の「降服 素服也」については、成公五年の傳文「君爲之不舉 降服」の注に「損盛服」とあるのを参照。なお、僖公三十三年の傳文に「秦伯素服郊次」とある。注の「出次 辟正寢」については、成公五年の傳文「君爲之不舉（中略）出次」の注に「舍於郊」とあるのを参照。なお、僖公三十三年の傳文に「秦伯素服郊次」とある。

注の「不舉 去盛饌」については、莊公二十年の傳文「君爲之不舉」の注に「去盛饌」とあるのを参照。なお、その附も参照。

注の「鄰國之禮有數」については、昭公三年の傳文「今嬖寵之喪 不敢擇位 而數於守適」の注に「不敢以其位卑 而令禮數如守適夫人」とあるのを参照。なお、莊公十八年の傳文に「王命諸侯 名位不同 禮亦異數」とある。

團大夫諫 公曰 同盟滅 雖不能救 敢不矜乎 吾自懼也
 秦と江とが同盟したことは、赴告がなかったから、（經に）書いていないのである。

團君子曰 詩云 惟彼二國 其政不獲 惟此四國 爰究爰度 其秦穆之謂矣

④「詩」は、大雅（皇矣）である。夏・商の君は、その政事が人民の支持を得られなかった（ため、滅亡した）か

ら、四方の諸侯は、いづれもみな、懼れて、自分達の政事を謀った、ということであり、（つまり）秦の穆公もまた、よく江の滅亡に感じ、懼れて政事を思った、ということである。「爰」は、於である（『爾雅』釋詁）。「究」・「度」は、いづれもみな、謀である。

附毛傳に「二國 殷夏也（中略）四國 四方也 究 謀」とあり、鄭箋に「度亦謀也」とあるのを参照。

團衛甯武子來聘 公與之宴 爲賦湛露及彤弓

④禮の常法ではなく、公が特別に樂人に命じて意を示したものであるから、「ために賦した」と言っているのである。「湛露」・「彤弓」は、『詩』の小雅である。

團不辭 又不荅賦 使行人私焉

④私的にたずねたのである。

團對曰 臣以爲肄業及之也

④「肄」は、習である。魯人が賦すべきものをまちがえたのに、甯武子は、知らないふりをしたのであり、これが、（所謂）その愚にはかなわない、ということである。

附注の「肄 習也」については、『禮記』曲禮下「君命大夫與士肄」の注に「肄 習也」とあるのを参照。なお、莊公三十二年の傳文「雩 講于梁氏」の注に「講 肄也」とあり、昭公七年の傳文「乃講學之」の注に「講 習也」

とある。

注の「甯武子云云」については、『論語』公治長に「子曰 甯武子 邦有道則知 邦無道則愚 其知可及也 其愚不可及也」とあり、〈集解〉に「孔曰 佯愚似實 故曰不可及也」とあるのを参照。なお、定公十二年の傳文に「子僞不知」とあり、注に「佯不知」とある。

㊦ 晉諸侯朝正於王

㊦ (朝正)とは、朝して政教を受けたのである。

附上の傳文「曹伯如晉會正」の注に「會受貢賦之政也」とあるのを参照。

㊦ 王宴樂之 於是乎賦湛露 則天子當陽 諸侯用命也

㊦ 〈湛露〉に「たつぷりとおりた露は、太陽でなければ、

かわかない」とある。「晞」は、乾である。露が太陽に照らされてかわくのは、諸侯が天子の命をうけて行動するのと同じである、ということである。

附毛傳に「湛湛 露茂盛貌 陽 日也 晞 乾也 露雖湛 湛然 見陽則乾」とあるのを参照。

㊦ 諸侯敵王所愾 而獻其功

㊦ 「敵」は、當(あたる)と同じである。「愾」は、恨怒(いかる)である。

附注の「敵猶當也」については、哀公十五年の傳文「下石乞孟贗敵子路」の注に「敵 當也」とあるのを参照。な

お、『爾雅』釋詁にも「敵 當也」とある。ちなみに、桓公八年の傳文に「不當王 非敵也」とある。

注の「愾 恨怒也」については、『說文』に「鏃 怒戰也(中略) 春秋傳曰 諸侯敵王所鏃」とあるのを参照。

㊦ 王於是乎賜之彤弓一彤矢百 鞶弓矢千 以覺報宴

㊦ 「覺」は、明である。諸侯が四夷に對して戦功をあげる時、王はこれに弓矢を賜わり、また、ために〈彤弓〉を歌って、戦功に報いる宴樂であることを明らかにした、ということである。

附莊公三十一年の傳文に「凡諸侯有四夷之功 則獻于王」とあるのを参照。また、〈彤弓〉の序に「彤弓 天子錫

有功諸侯也」とあるのを参照。

㊦ 今陪臣來繼舊好

㊦ 天子の樂について論じているところであるから、自らを「陪臣」と稱したのである。

附僖公十二年の傳文「陪臣敢辭」の注に「諸侯之臣曰陪臣」とあるのを参照。なお、その附も参照。

㊦ 君辱貶之 其敢干大禮以自取戾

㊦ 「貶」は賜であり、「干」は犯であり、「戾」は罪である。

附注の「貶 賜也」については、僖公十五年の傳文「女承筐 亦無貶也」等の注に、同文が見える。なお、『爾雅』釋詁にも「貶 賜也」とある。

注の「干 犯也」については、襄公二十三年の傳文に「無或如臧孫紇干國之紀 犯門斬關」とあり、注に「干亦犯也」とあるのを参照。なお、『説文』にも「干 犯也」とある。

注の「戾 罪也」については、『詩』大雅〈抑〉「哲人之愚 亦維斯戾」の毛傳に「戾 罪也」とあるのを参照。なお、成公十八年の傳文に「宥罪戾」とあり、また、昭公十四年の傳文に「赦罪戾」とある。

團冬成風薨

㊦ 明年の、王が含と贈を届けに来させたこと、のために傳したのである。